



国際ロータリー第2690地区
次期クラブロータリー財団委員長研修会
地区補助金管理セミナー

日時：2016年12月11日(日) 14:10～15:50

会場：岡山コンベンションセンター イベントホール

主催：国際ロータリー第2690地区

地区ガバナーエレクト 池上 正



ロータリーの目的

ロータリーの目的は、意義ある事業の基礎として奉仕の理念を奨励し、これを育むことにある。具体的には、次の各項を奨励することにある：

- 第 1 知り合いを広めることによって奉仕の機会とすること；
- 第 2 職業上の高い倫理基準を保ち、役立つ仕事はすべて価値あるものと認識し、社会に奉仕する機会としてロータリアン各自の職業を高潔なものにすること；
- 第 3 ロータリアン一人一人が、個人として、また事業および社会生活において、日々、奉仕の理念を実践すること；
- 第 4 奉仕の理念で結ばれた職業人が、世界的ネットワークを通じて、国際理解、親善、平和を推進すること(RI 定款第 4 条、標準クラブ定款第 4 条)。

四つのテスト

言行はこれに照らしてから

- 1) 真実かどうか
- 2) みんなに公平か
- 3) 好意と友情を深めるか
- 4) みんなのためになるかどうか

ロータリアンの行動規範

ロータリアンとして、私は以下のように行動する。

- 1. 個人として、また事業において、高潔さと高い倫理基準をもって行動する。
- 2. 取引のすべてにおいて公正に努め、相手とその職業に対して尊重の念をもって接する。
- 3. 自分の職業スキルを生かして、若い人びとを導き、特別なニーズを抱える人びとを助け、地域社会や世界中の人びとの生活の質を高める。
- 4. ロータリーやほかのロータリアンの評判を落とすような言動は避ける。

国際ロータリー第 2690 地区

次期クラブロータリー財団委員長研修会・地区補助金管理セミナー

プログラム

日時: 2016 年 12 月 11 日(日) 14:10-15:50

会場: 岡山コンベンションセンター イベントホール

敬称略

司会:次期地区庶務幹事 永井 圭子

13:30 登録

14:10 点鐘 地区ガバナーエレクト 池上 正

開会の言葉 次期地区代表幹事 廣本 孝良

ロータリーソング「奉仕の理想」斉唱 ソングリーダー 山本由佳里

地区役員紹介 次期地区代表幹事 廣本 孝良

挨拶 地区ガバナーエレクト 池上 正

ご挨拶 次期地区研修リーダー 森田 昭一郎

基調講演 地区ロータリー財団委員会委員長 伊藤 文利

演題「財団創立 100 周年記念を迎えたクラブの役割」

奉仕プロジェクト事例発表

演題「ロータリー財団地区補助金事業『玉島学園の子どもたち』倉敷の文化一日体験」

倉敷瀬戸内 RC ロータリー財団委員長 丸尾 重仁

ポリオプラスへの寄付のお願い 地区ポリオプラス小委員会副委員長 原 真章

【補助金管理セミナー】

15:15 2016-17 年度地区補助金プロジェクト 地区補助金小委員会委員長 小林 哲

2017-18 年度地区補助金プロジェクトの実施に向けて

地区補助金小委員会副委員長 森 彰

質疑応答

講評 地区ガバナー 庄司 尚史

閉会の言葉 次期地区副代表幹事 高田 一

15:50 点鐘 地区ガバナーエレクト 池上 正

お知らせ SAA 山中 精二

【地区役員出席者名簿】

		敬称略
地区ガバナー	庄 司 尚 史	(境 港 RC)
地区ロータリー財団委員会 委員長	伊 藤 文 利	(倉 吉 RC)
地区ロータリー財団委員会 アドバイザー	鳥 居 滋	(岡 山 東 RC)
次期地区研修リーダー	森 田 昭一郎	(倉 敷 RC)
地区ガバナーエレクト	池 上 正	(倉 敷 南 RC)
地区ガバナーノミニ	末 長 範 彦	(岡 山 RC)
第1グループ次期ガバナー補佐	田 中 清	(鳥 取 中 央 RC)
第2グループ次期ガバナー補佐	井 上 賢 明	(米 子 東 RC)
第3グループ次期ガバナー補佐	中 村 寿 夫	(松 江 RC)
第4グループ次期ガバナー補佐	岩 永 邦 夫	(大 社 RC)
第5グループ次期ガバナー補佐	波 多 野 諭	(大 田 RC)
第6グループ次期ガバナー補佐	国 定 謙 作	(笠 岡 RC)
第7グループ次期ガバナー補佐	大久保 憲作	(倉 敷 RC)
第8グループ次期ガバナー補佐	高 原 孝	(美 作 RC)
第9グループ次期ガバナー補佐	丹 羽 英 喜	(岡 山 RC)
第10グループ次期ガバナー補佐	小 田 慈	(岡 山 中 央 RC)
第11グループ次期ガバナー補佐	森 末 英 男	(岡 山 岡 南 RC)
地区代表幹事	岡 空 晴 夫	(境 港 RC)
次々期地区代表幹事	洗 井 健 一	(岡 山 RC)
地区補助金小委員会 委員長	小 林 哲	(境 港 RC)
地区補助金小委員会 副委員長(次期委員長)	森 彰	(倉 敷 南 RC)
地区補助金小委員会 委員	田 儀 政 司	(益 田 西 RC)
地区補助金小委員会 委員	大 屋 明 宏	(米 子 南 RC)
地区職業研修チーム小委員会 副委員長(次期委員長)	井 上 數 馬	(倉 敷 南 RC)
地区R財団資金推進小委員会 副委員長(次期委員長)	寫 田 章 信	(倉 敷 南 RC)
地区ポリオプラス小委員会 副委員長(次期委員長)	原 真 章	(倉 敷 南 RC)
次期地区代表幹事	廣 本 孝 良	(倉 敷 南 RC)
次期地区副代表幹事	高 田 一	(倉 敷 南 RC)
次期地区副代表幹事	岡 清 一	(倉 敷 南 RC)
オブザーバー(次々期地区副代表幹事)	逢 澤 寛 人	(岡 山 RC)
オブザーバー(次々期地区副代表幹事)	稲 荷 泰 瑛	(岡 山 RC)

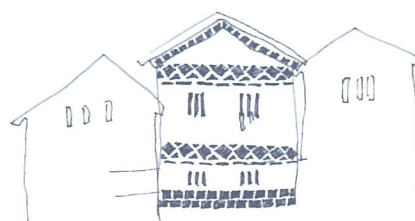
【奉仕プロジェクト事例発表者】

倉敷瀬戸内RC ロータリー財団委員長	丸 尾 重 仁	(倉 敷 瀬 戸 内 RC)
--------------------	---------	------------------

基 調 講 演

演題「財団創立 100 周年記念を迎えたクラブの役割」

地区ロータリー財団委員会委員長 伊藤 文利

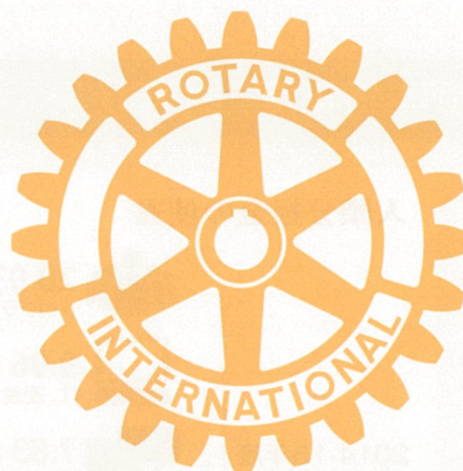


次期クラブロータリー財団委員長研修会・
地区補助金管理セミナー
2016年12月11日(日)
岡山コンベンションセンター/イベントホール



財団創立100周年記念に 向けたクラブの役割

国際ロータリー第2690地区
2016-17年度
地区ロータリー財団委員長
伊藤 文利



R財団の財政状況



2014-15年度 財団への寄付と財団の支出

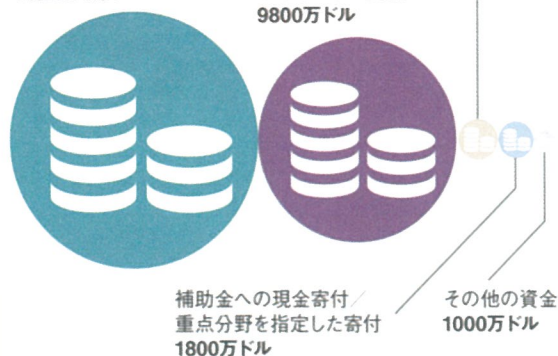
財団への寄付

(100万米ドル単位)

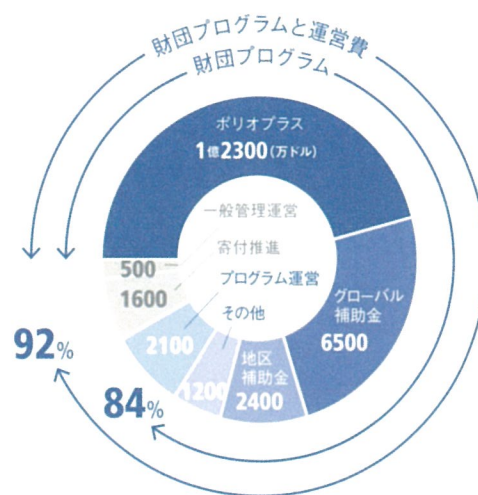
年次基金 (シェア)
1億2300万ドル

ポリオプラス基金
9800万ドル

恒久基金
2000万ドル

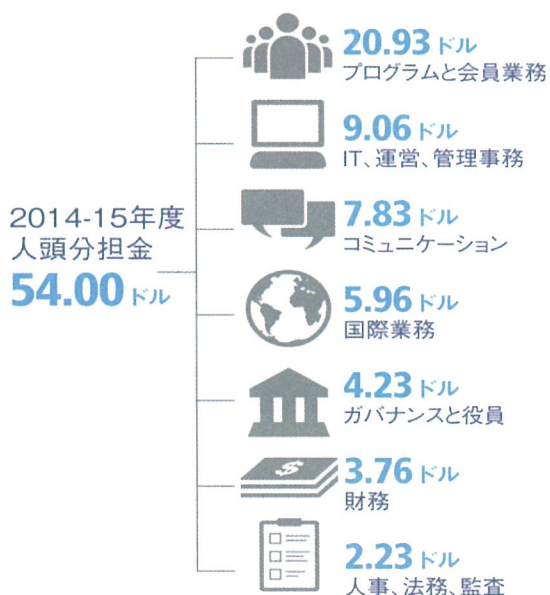


ロータリー財団の支出



2014-15年度 財務状況

人頭分担金の使途



人頭分担金

2015-16年度	55.00ドル
2016-17年度	56.00ドル
2017-18年度	60.00ドル
2018-19年度	64.00ドル
2019-20年度	68.00ドル

2014-15年度 国際ロータリー・ロータリー財団 収支報告

国際ロータリー 収支報告

2013-14年度と2014-15年度（6月30日現在、単位：1,000ドル）

収入	2014	2015
会費	63,301	65,386
投資収益(損失)	16,023	(5,123)
業務、その他の活動	26,335	22,822
収入合計	105,659	83,085
支出		
運営費	72,537	67,767
業務、その他の活動	25,102	22,961
ロータリー財団への寄付	5,357	319
支出合計	102,996	91,047
年金関係の調整額	8,699	(4,320)
純資産の増加(減少)	11,362	(12,282)
純資産(期首)	129,436	140,798
純資産(期末)	140,798	128,516

ロータリー財団 収支報告

2013-14年度と2014-15年度（6月30日現在、単位：1,000ドル）

収入	2014	2015
寄付	259,595	268,903
投資収益(損失)	108,191	(4,798)
補助金、その他の活動(純額)	3,268	(789)
収入合計	371,054	263,316
支出		
プログラム補助金	211,421	224,322
プログラム運営	20,119	20,886
寄付推進	15,988	15,804
一般管理運営	5,089	4,854
経費合計	252,617	265,866
年金関係の調整額	1,973	(3,394)
純資産の増加(減少)	120,410	(5,944)
純資産(期首)	831,555	951,965
純資産(期末)	951,965	946,021



TITLE | 5

日本と世界の寄付実績(ドル)

2015-16年度

寄付実績

	年次基金 一人当り	年次基金	ポリオプラス	その他の基金	恒久基金
日本	136.08	11,916,196.66	1,826,894.88	190,051.05	1,324,402.21
世界	100.61	121,684,630.27	26,347,664.83	17,250,644.38	16,600,161.11

寄付総額 世界上位3ヶ国

1. アメリカ	136,524,080
2. 日本	15,238,437
3. インド	15,210,206

2016-17年度（2016.9末現在）

寄付実績

	年次基金 一人当り	年次基金	ポリオプラス	その他の基金	恒久基金
日本	36.13	3,169,219.57	460,296.29	30,148.04	485,030.07
世界	17.64	21,304,890.83	3,894,026.96	2,491,655.47	5,135,924.24

寄付総額 世界上位3ヶ国

1. アメリカ	16,103,974
2. 韓国	5,834,500
3. 日本	4,654,747



TITLE | 6



地区財団の現況



第2690地区 シェアシステムDDF配分表 ー申請時の予算ー

収入		2013-14年度 ドル/円		2014-15年度 ドル/円		2015-16年度 ドル/円		2016-17年度 ドル/円		
単年度分	3年前の年次寄付実績額の50%	240,444.28	24,044,428	255,051.14	26,015,216	249,547.02	30,943,830	225,295.23	22,980,113	
	恒久基金収益の50%	16,276.45	1,627,645	18,206.32	1,857,045	19,700.37	2,442,846	20,894.08	2,131,196	
	【合計】①	256,720.73	25,672,073	273,257.46	27,872,261	269,247.39	33,386,676	244,994.00	25,111,310	
繰越分	前年度のDDF残額	119,741.66	11,974,166	132,873.84	13,553,132	150,882.82	18,709,470	191,193.71	19,501,758	
	DDFへの返金、移行、各寄贈等により、プラス、マイナス計算で算出された額 (補助金残額返金など)	1,939.45	193,945	2,844.52	290,141	24,939.50	3,092,498	36,937.82	3,767,658	
	【合計】②	121,681.11	12,168,111	135,718.36	13,843,273	175,822.32	21,801,968	228,131.53	23,269,416	
DDF合計額 (①+②)		③	378,401.84	37,840,184	408,975.82	41,715,534	445,069.71	55,188,644	473,125.53	48,380,726

支出		2013-14年度		2014-15年度		2015-16年度		2016-17年度		
地区補助金										
・クラブ提唱 奉仕プロジェクト		54,070.00	5,407,000	75,632.00	7,714,464	58,231.00	7,220,644	60,163.00	6,136,626	
・奨学生1		26,000.00	2,600,000	22,000.00	2,244,000	18,425.00	2,284,700			
・奨学生2		24,000.00	2,400,000			19,355.00	2,400,020			
・地区提唱 奉仕プロジェクト(緊急災害支援用)		18,458.00	1,845,800	18,031.00	1,839,162					
・臨時費				17,000.00	1,734,000	26,775.00	3,320,100	17,835.00	1,819,170	
・補助金の実施に必要とされる管理運営費(銀行手数料、郵便切手)		3,000.00	300,000	3,000.00	306,000	4,016.00	497,984	2,675.00	272,850	
・奨学生オリエンテーション会場費・印刷費						500.00	62,000	500.00	51,000	
・補助金管理セミナー会場費・印刷費						6,574.00	815,176	8,000.00	816,000	
【合計】④		125,528.00	12,552,800	135,663.00	13,837,626	133,876.00	16,600,624	89,173.00	9,095,646	
地区補助金申請 限度額 (①×1/2)		128,360.37	12,836,037	136,628.73	13,936,130	134,623.70	16,693,338	122,497.00	12,555,655	
グローバル補助金										
・タイ透析機器寄贈プロジェクト(倉吉RC)				1,000.00	102,000					
・トルコ新生児のための医療機器の寄贈(児島RC)				1,430.00	145,860					
・西太平洋の慈善船への眼科医療機器の寄贈(笠岡RC)								1,000.00	102,000	
・奨学生								34,683.50	3,537,717	
DDF寄贈										
・ポリオプラスへの寄贈		70,000.00	7,000,000	70,000.00	7,140,000	70,000.00	8,680,000			
・ロータリー平和フェローシップへの寄贈		50,000.00	5,000,000	50,000.00	5,100,000	50,000.00	6,200,000			
【合計】⑤		120,000.00	12,000,000	122,430.00	12,487,860	120,000.00	14,880,000	35,683.50	3,639,717	
グローバル補助金/DDF寄贈 配分可能額 (③-④)		252,873.84	25,287,384	273,312.82	27,877,908	311,193.71	38,588,020	383,952.53	39,285,080	
DDF支出合計額 (④+⑤)		⑥	245,528.00	24,552,800	258,093.00	26,325,486	253,876.00	31,480,624	124,856.50	12,735,363

単年度 DDF残額 (①-⑥)		11,192.73	1,119,273	15,164.46	1,546,775	15,371.39	1,906,052	120,137.50	12,375,947
年度末 DDF残額 (③-⑥)		132,873.84	13,287,384	150,882.82	15,390,048	191,193.71	23,708,020	348,269.03	35,645,363

2015-16年度 第2690地区 寄付実績(第1G～第5G)

G	クラブ名	7/1 会員数	年次基金 一人当たり 寄付額	年次基金	ホリオプラス その他	恒久基金	合計
1	智 頭	10	10.00	100.00	0	0	100.00
	倉 吉	57	150.35	8,570.18	138	0	8,708.08
	倉吉中央	23	181.87	4,183.00	295	0	4,477.83
	倉吉東	43	155.08	6,668.46	0	0	6,668.46
	鳥 取	58	163.00	9,454.16	1,567	1,000	12,020.79
	鳥取中央	39	115.38	4,500.00	925	1,000	6,425.00
	鳥取北	49	60.57	2,967.95	836	0	3,804.23
2	鳥取西	48	157.49	7,559.46	143	0	7,702.79
	境 港	41	408.45	16,746.40	2,166	0	18,912.45
	米 子	65	156.92	10,200.00	0	1,000	11,200.00
	米子中央	39	112.22	4,376.59	0	0	4,376.59
	米子東	100	131.77	13,177.23	1,500	1,000	15,677.23
	米子南	59	84.90	5,009.09	1,250	0	6,259.09

G	クラブ名	7/1 会員数	年次基金 一人当たり 寄付額	年次基金	ホリオプラス その他	恒久基金	合計
3	松 江	64	150.35	9,622.20	831	0	10,453.55
	松 江 東	62	155.32	9,630.00	1,000	0	10,630.00
	松 江 南	65	150.04	9,752.88	1,043	1,000	11,795.40
	松江しんじ湖	56	58.93	3,300.00	1,500	0	4,800.00
	隠岐西郷	23	17.06	392.27	700	0	1,092.27
4	平 田	45	170.67	7,679.94	1,500	0	9,179.94
	出 雲	48	276.88	13,290.37	2,443	1,000	16,732.89
	出雲中央	46	154.74	7,118.00	1,565	1,000	9,682.85
	出雲南	64	210.51	13,472.38	1,808	0	15,280.21
	大 社	46	119.57	5,500.00	1,500	0	7,000.00
5	江 津	37	129.43	4,789.02	447	0	5,236.43
	浜 田	55	136.62	7,514.00	1,500	0	9,014.00
	益 田	18	150.00	2,700.00	1,604	0	4,304.06
	益田西	28	189.93	5,318.15	13,001	1,000	19,319.23
	大 田	30	81.82	2,454.55	0	0	2,454.55



TITLE | 9

2015-16年度 第2690地区 寄付実績(第6G～第11G)

G	クラブ名	7/1 会員数	年次基金 一人当たり 寄付額	年次基金	ホリオプラス その他	恒久基金	合計
6	井 原	41	159.76	6,550.00	2,396	0	8,946.22
	笠 岡	50	156.80	7,840.10	2,053	1,000	10,893.58
	笠岡東	39	225.88	8,809.31	1,091	1,000	10,900.00
	新 見	24	157.31	3,775.45	1,560	1,000	6,335.45
	総 社	35	118.24	4,138.42	0	1,000	5,138.42
	総社吉備路	32	217.56	6,962.07	431	0	7,393.10
	高 梁	43	156.45	6,727.27	317	1,000	8,044.48
	玉 島	26	129.23	3,360.00	1,646	0	5,006.19
7	児 島	27	347.48	9,382.00	1,650	0	11,032.00
	児島東	20	164.72	3,294.48	417	0	3,711.15
	倉 敷	86	218.83	18,819.51	8,000	0	26,819.51
	倉敷中央	13	185.31	2,409.09	0	0	2,409.09
	倉敷東	39	163.99	6,395.45	1,500	0	7,895.45
	倉敷南	53	336.11	17,813.99	3,165	0	20,978.86
	倉敷水島	20	229.26	4,585.29	1,500	0	6,085.29
	倉敷瀬戸内	39	150.00	5,850.00	2,000	0	7,850.00
8	真 庭	35	138.40	4,844.00	83	0	4,927.33
	美 作	34	178.53	6,070.00	652	0	6,722.00
	津 山	87	150.92	13,130.37	1,718	0	14,848.11
	津山中央	25	160.62	4,015.45	540	1,000	5,555.45
	津山西	32	150.99	4,831.81	330	1,000	6,161.81

G	クラブ名	7/1 会員数	年次基金 一人当たり 寄付額	年次基金	ホリオプラス その他	恒久基金	合計
9	赤 磐	12	59.72	716.62	58	0	774.95
	備 前	57	142.46	8,120.00	1,450	0	9,570.00
	岡 山	106	103.14	10,932.74	2,590	0	13,523.22
	岡山東	96	347.91	33,399.58	4,203	26,000	63,602.49
	岡山北西	54	194.84	10,521.48	1,500	0	12,021.48
	岡山後楽園	52	171.15	8,900.00	2,500	2,000	13,400.00
	岡山旭川	24	154.58	3,710.00	100	0	3,810.00
10	岡山中央	38	150.00	5,700.00	3,050	0	8,750.00
	岡山北	36	91.96	3,310.43	1,681	0	4,991.73
	岡山南	155	196.79	30,501.84	41,667	1,000	73,168.50
	玉 野	35	150.24	5,258.33	1,981	0	7,239.55
	牛 窓	5	150.00	750.00	0	0	750.00
11	岡山備南	33	114.67	3,784.00	2,882	0	6,666.18
	岡 山 城	24	151.89	3,645.45	1,000	0	4,645.45
	岡山岡南	29	142.79	4,140.83	1,500	0	5,641.16
	岡山丸の内	41	344.24	14,113.75	2,100	0	16,213.75
	岡 山 西	69	155.35	10,718.97	447	0	11,165.64
	岡山西南	57	265.37	15,126.20	1,501	0	16,626.70
	地区合計	3,041	170.67	519,000.56	144,478	44,000	707,478.90



TITLE | 10

第2690地区 地区補助金活用実績一覧

G	クラブ名	年 度							申請 数	会員数
		10-11	11-12	12-13	13-14	14-15	15-16	16-17		
1	智 頭								0	10
	倉 吉		○	○	○		○	○	5	59
	倉吉中央					○			1	24
	倉吉東		○				○		2	45
	鳥 取	△			○	○	○	○	5	59
	鳥取中央	○		○			○		3	40
	鳥取北				○				1	50
2	鳥取西						○		1	49
	境 港		○	○		○	○	○	5	51
	米 子	○	○	○	○	○	○	○	6	68
	米子中央		×		○	○	○	○	4	35
	米子東	○	○	○	○	○	○	○	7	100
	米子南					×	○		1	61
	松 江			○					1	66
3	松江東	○		○			○		3	62
	松江南	○				○			2	66
	松江しんじ湖	○	○					○	3	53
	隠岐西郷		○						1	23
4	平 田		×	○			○		2	44
	出 雲	○	○						2	50
	出雲中央				○	○	○	○	4	44
	出雲南	○	○	○	○	○	○	○	7	64
	大 社			○		○	○	○	4	52

G	クラブ名	年 度							申請 数	会員数
		10-11	11-12	12-13	13-14	14-15	15-16	16-17		
5	江 津	○	○			○	○	○	5	37
	浜 田				○		○		2	56
	益 田	○	○	○	○		○		5	18
	益田西	○		○	○	○	○	○	6	26
	大 田			○		○			2	31
	井 原	○	○	○	○	○	○	○	7	40
	笠 岡		○						1	46
6	笠岡東	○		○					2	40
	新 見		○	○	○		○	×	4	23
	総 社				○		○		2	31
	総社吉備路	○	○			○	×	○	4	31
	高 梁	○	○					○	3	39
	玉 島		○			○	○	◇	4	26
	児 島	○			○				2	29
7	児島東						○		1	16
	倉 敷	○	○			○	○	○	4	87
	倉敷中央			○		○		○	3	13
	倉敷東	○	○	○	○	○	○	○	7	43
	倉敷南	○	○	○	○	○	○	○	7	53
	倉敷水島	○	○	○	○	○	○	○	7	22
	倉敷瀬戸内	○	○				○		3	37
8	真 庭	○	○	○	○	○	○	◇	7	35
	美 作	○	○	○	○				4	31
	津 山		○	○	○	○	○		5	86
	津山中央	○		○	○	○	○	○	6	26
	津山西	○				○		○	3	31

G	クラブ名	年 度							申請 数	会員数
		10-11	11-12	12-13	13-14	14-15	15-16	16-17		
9	赤 磐		○						1	12
	備 前					○			1	58
	岡 山	○							1	105
	岡山東	○	○	○	○	○	○	○	7	97
	岡山北西	○	○	○	○	○	○	○	7	54
	岡山後楽園	○	○			○		○	4	53
	岡山旭川	△	△			○			3	27
10	岡山中央	○				○	○		3	33
	岡山北	○	○	○	○	○		○	6	41
	岡山南	○	○	○		○	○	○	6	158
	玉 野		○		○		○		3	35
	牛 窓								0	
	岡山備南	○				○			2	32
	岡山城		○	○			○		3	25
11	岡山岡南	○	○	○					3	24
	岡山丸の内	○		○		○		×	3	38
	岡山西		○			△			2	71
	岡山西南	○	○		○	○			4	53

申請プロジェクト数	35	38	32	26	36	38	29
△...申請⇒中止	2	1			1		
×...申請断念/取止め	2				1	1	2
※1 ◇...承認日前実施							2

※申請回数は、申請断念/取止めは含まない

※1...10-11年度に岡山RC・岡山後楽園RC・真庭RCが共同実施
真庭RCは10-11年度に単独プロジェクトも実施

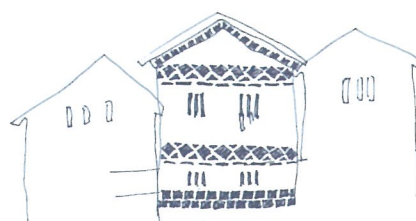
*会員数は2016.7.1現在の数



【補助金管理セミナー】

2016-17 年度地区補助金プロジェクト

地区補助金小委員会委員長 小林 哲

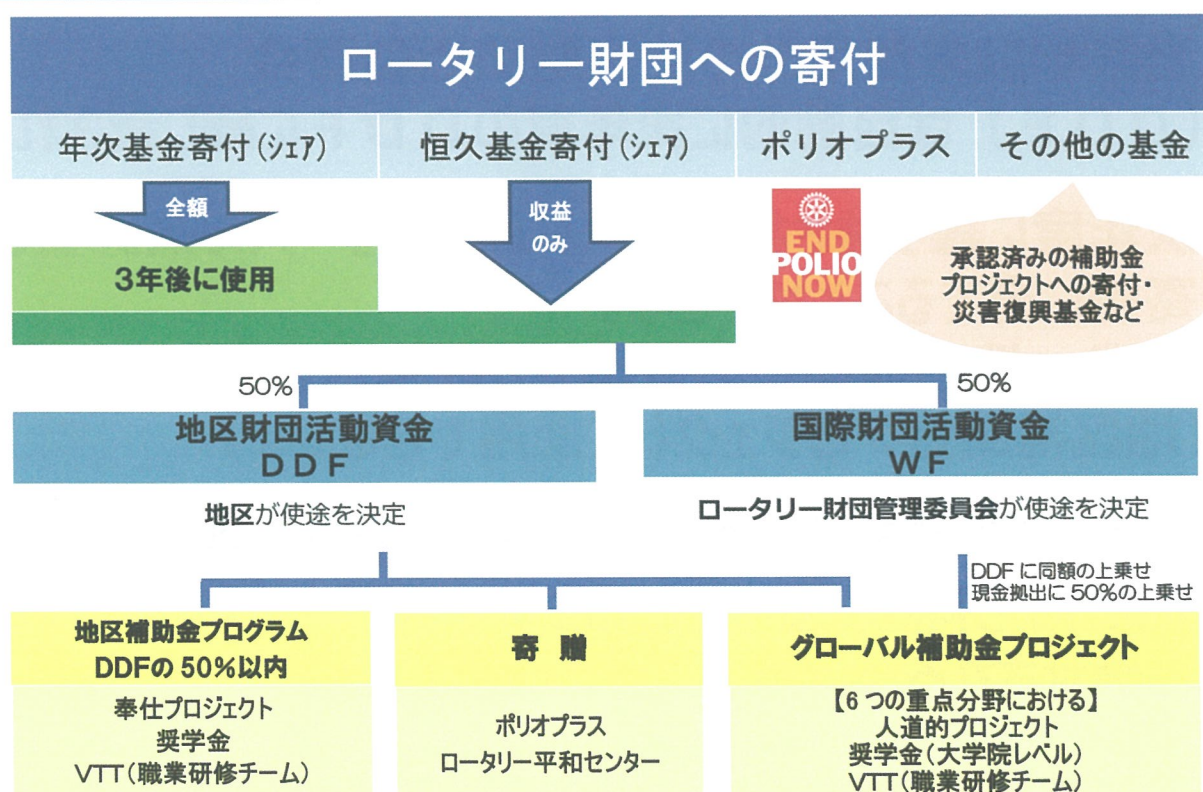




次期クラブロータリー財団委員長研修会・ 地区補助金管理セミナー

国際ロータリー第2690地区
2016-17年度 地区補助金小委員会委員長
境港ロータリークラブ 小林 哲

シェアシステムによる財団資金の活用



ロータリーカードによる寄付



ロータリーカードのご利用により、ポリオ撲滅活動を支援していただくことができます。

		ビジネス 	ゴールド 	スタンダード 
カードショッピング での寄付	寄付金額	ご利用金額の0.5%		ご利用金額の0.3%
	目 的	ポリオ撲滅のための資金		
	手 続 き	自動(手続き不要)		
	そ の 他	個人・クラブの年次基金には加算されません。 毎月のご利用金額に応じて翌月計上されます。		
年会費 での寄付	寄付金額	カード1枚当たり1,500円	カード1枚当たり3,000円	対 象 外 (年会費無料)
	目 的	ポリオ撲滅のための資金		
	手 続 き	自動(手続き不要)		
	そ の 他	個人・クラブの年次基金には加算されません。 毎年1～12月迄の年会費に応じて翌年3月に計上されます。		
ポイント交換 での寄付	寄付金額	対 象 外 (ポイント制度無)	1,000ポイントで5,000円	
	目 的		個人・クラブの年次基金	
	手 続 き		交換手続き要	
	そ の 他		個人・クラブの年次基金として交換*	

※ 毎年3月末までに交換申請したものが5月にロータリー財団への寄付となります。(税制上の優遇措置は受けられません。)
4月～6月末までに交換申請されたポイントは次年度計上となります。



3.

地区財団活動資金 (DDF) の仕組み

1. 当該年度未使用分の地区財団活動資金 (DDF) は自動的に次年度のDDFに繰り越される。
2. 次年度に繰り越されたDDFは、グローバル補助金と寄贈に充てることができる。
ただし、地区補助金の金額算出には含まれない。
(地区補助金プロジェクトに使用できない。)
3. グローバル補助金はDDFに対し国際財団活動資金 (WF)から同額、現金拠出に対してはWFから半額が上乘せされる。



4.

第2690地区 DDF配分表(申請時の予算)

収入		2013-14年度 ドル/円		2014-15年度 ドル/円		2015-16年度 ドル/円		2016-17年度 ドル/円	
単年度分	3年前の年次寄付実績額の50%	240,444.28	24,044,428	255,051.14	26,015,216	249,547.02	30,943,830	225,295.23	22,980,113
	恒久基金収益の50%	16,276.45	1,627,645	18,206.32	1,857,045	19,700.37	2,442,846	20,894.08	2,131,196
	【合計】①	256,720.73	25,672,073	273,257.46	27,872,261	269,247.39	33,386,676	244,994.00	25,111,310
繰越分	前年度のDDF残額	119,741.66	11,974,166	132,873.84	13,553,132	150,882.82	18,709,470	191,193.71	19,501,758
	DDFへの返金、移行、各寄贈等により、プラス、マイナス計算で算出された額 (補助金残額返金など)	1,939.45	193,945	2,844.52	290,141	24,939.50	3,092,498	36,937.82	3,767,658
	【合計】②	121,681.11	12,168,111	135,718.36	13,843,273	175,822.32	21,801,968	228,131.53	23,269,416
DDF合計額(①+②)		③	378,401.84	37,840,184	408,975.82	41,715,534	445,069.71	55,188,644	473,125.53

支出		2013-14年度		2014-15年度		2015-16年度		2016-17年度	
地区補助金									
・クラブ提唱 奉仕プロジェクト		54,070.00	5,407,000	75,632.00	7,714,464	58,231.00	7,220,644	60,163.00	6,136,626
・奨学生1		26,000.00	2,600,000	22,000.00	2,244,000	18,425.00	2,284,700		
・奨学生2		24,000.00	2,400,000			19,355.00	2,400,020		
・地区提唱 奉仕プロジェクト(緊急災害支援)		18,458.00	1,845,800	18,031.00	1,839,162				
・臨時費				17,000.00	1,734,000	26,775.00	3,320,100	17,835.00	1,819,170
・補助金の実施に必要なとされる管理運営費(銀行手数料、郵便切手)		3,000.00	300,000	3,000.00	306,000	4,016.00	497,984	2,675.00	272,850
・奨学生オリエンテーション会場費・印刷費						500.00	62,000	500.00	51,000
・補助金管理セミナー会場費・印刷費						6,574.00	815,176	8,000.00	816,000
【合計】④		125,528.00	12,552,800	135,663.00	13,837,626	133,876.00	16,600,624	89,173.00	9,095,646
地区補助金申請 限度額(①×1/2)		128,360.37	12,836,037	136,628.73	13,936,130	134,623.70	16,693,338	122,497.00	12,555,655
グローバル補助金									
・タイ透析機器寄贈プロジェクト(倉吉RC)				1,000.00	102,000				
・トルコ新生児のための医療機器の寄贈(児島RC)				1,430.00	145,860				
・西太平洋の慈善船への眼科医療機器の寄贈(笠岡RC)								1,000.00	102,000
・奨学生								34,683.50	3,537,717
DDF寄贈									
・ポリオプラスへの寄贈		70,000.00	7,000,000	70,000.00	7,140,000	70,000.00	8,680,000		
・ロータリー平和フェローシップへの寄贈		50,000.00	5,000,000	50,000.00	5,100,000	50,000.00	6,200,000		
【合計】⑤		120,000.00	12,000,000	122,430.00	12,487,860	120,000.00	14,880,000	35,683.50	3,639,717
グローバル補助金/DDF寄贈 配分可能額(③-④)		252,873.84	25,287,384	273,312.82	27,877,908	311,193.71	38,588,020	383,952.53	39,285,080
DDF支出合計額(④+⑤)		⑥	245,528.00	24,552,800	258,093.00	26,325,486	253,876.00	31,480,624	12,735,363

単年度 DDF残額(①-⑥)	11,192.73	1,119,273	15,164.46	1,546,775	15,371.39	1,906,052	120,137.50	12,375,947
年度末 DDF残額(③-⑥)	132,873.84	13,287,384	150,882.82	15,390,048	191,193.71	23,708,020	348,269.03	35,645,363

ロータリー財団の補助金

地区補助金

- 1) ロータリー財団の使命(ロータリアンが人々の健康状態を改善し、教育への支援を高め、貧困を救済することを通じて、世界理解、親善、平和を達成できるようにすること)を支える活動。
- 2) 地域社会のニーズに取り組むため、比較的小さく短期的な活動を支援。
- 3) 地区やクラブの、幅広いプロジェクトや活動に利用可能。

グローバル補助金

- 1) ロータリー財団の6つの重点分野に該当する事。
平和と紛争予防/紛争解決 ・ 疾病予防と治療 ・ 水と衛生
母子の健康 ・ 基本的教育と識字率向上 ・ 経済と地域社会の発展
- 2) 持続可能かつ測定可能な成果をもたらす、大規模な国際的活動を支援。

2016-17年度 地区補助金プロジェクトの申請結果

提唱先	プロジェクト名	プロジェクト概要	申請時の 予算(ドル)	申請時の 予算(円)	備 考
クラブ	各クラブ提唱 プロジェクト	各クラブ提唱プロジェクト ※詳細は HP上『第2690地区 2016-17年度 各クラブ提唱地区補助金プロジェクトの 申請結果』参照	\$60,163	6,136,626	29クラブ29プロジェクト申請 ※ 補助金申請金額 6,135,309円 ドル金額は各クラブ申請額(円)を切上げて 合計 差額(1,317円多)
地区	奨学生 オリエンテーション 会場費・印刷費	2017-18年度奨学生オリエンテーションの 会場費と資料印刷代	\$500	51,000	2017.5 開催予定
地区	補助金管理セミナー 会場費・印刷代	補助金管理セミナー(次期クラブR財団委員長 研修会)の会場費と資料印刷代	\$8,000	816,000	2016.12 開催
地区	臨時費	災害支援などへの臨時対応のための予備費	\$17,835	1,819,170	補助金総額の20%まで 申請が認められている。 補助金承認後のプロジェクト追加にはR財団の 事前承認が必要。
地区	補助金管理運営費	補助金の実施に必要とされる管理運営費 (銀行手数料、郵便切手代等)	\$2,675	272,850	補助金総額の3%まで 申請が認められている。
(A) 地区補助金プロジェクトの費用合計			\$89,173	9,095,646	上限額-申請額=33,324ドル(3,399,048円)

2016-17年度 地区補助金申請額の上限額 = 122,497ドル (12,494,694円 : 7月レート 102円)
(3年前の年次寄付実績額の50%(225,295.23ドル) + 恒久基金収益の50%(19,698.77ドル)) × 50%



7.

2016-17年度 クラブ提唱地区補助金プロジェクト一覧①

No.	クラブ名	プロジェクト名	申請時の予算	
			補助金申請額 (円)	プロジェクト総額 (円)
1	鳥取	留学生とのベンチ製作・国際交流プロジェクト	177,000	355,104
2	境港	伯州綿復協働プロジェクト支援事業	113,400	229,520
3	井原	小中学生を対象としたイングリッシュトレーニング&スピーチコンテスト	340,000	681,000
4	倉敷水島	「南海トラフ巨大地震」を想定し、減災・備災の方策を長期で考えるプロジェクト	136,080	283,420
5	岡山 後楽園	健康長寿・街歩き推進事業「おかやま健康・まちづくり進め隊」	154,200	309,910
6	江津	地元石見焼きと木材を使用した江津駅前市民交流広場へのベンチ制作設置事業	214,000	428,526
7	津山中央	鶴山塾の子供たちと行う「津山中央公園」へのサクラの植樹と清掃活動	160,000	357,000
8	米子中央	米子聖天使園園児とともに本箱の作製と図書およびDVDの寄贈	100,000	223,376
9	総社 吉備路	ミニ版前方後円墳の設置造設	448,080	896,160
10	松江 しんじ湖	国宝松江城・興雲閣で「学ぶ・描く・楽しい」一日 小学生写生大会	121,828	251,116
11	倉敷南	芸術ふれ愛学習 in 倉敷芸術科学大学 (仮称)	240,000	490,236
12	岡山南	ハートフルミーティング in 岡山 - ストップエイズキャンペーン -	210,000	437,396
13	倉敷中央	日本語学校留学生を対象とした倉敷の文化・芸術体験と意見交換会	120,000	241,008
14	出雲南	身近にある世界遺産「石見銀山」を知ろう！	250,000	545,720



8.

クラブ提唱地区補助金プロジェクト一覧②

No.	クラブ名	プロジェクト名	申請時の予算	
			補助金申請額 (円)	プロジェクト総額 (円)
15	米子	日野川源流共生の森プロジェクト	120,204	240,408
16	高梁	「備中松山城展望台」清掃及び周辺環境整備	300,000	637,184
17	岡山北西	高校生による岡山の歴史・文化研究フォーラム	334,746	677,740
18	倉吉	郷土伝統玩具「はこた人形」の文化の継承	115,000	232,300
19	倉敷	地震発生時における対処や救急救命に対応できる人材の育成とAEDの設置	450,800	902,004
20	津山西	津山駅北口癒しの広場創成	270,000	542,160
21	米子東	米子市の宝「国指定史跡米子城跡」を知り守りつなぐ！	205,200	426,196
22	倉敷東	難聴幼児が生きた言葉を習得する季節行事「親子餅つき大会」の開催と療育をサポートする遊具の寄贈	133,000	267,800
23	大社	神迎えの道 伝統文化伝承事業	145,800	303,330
24	岡山北	獅子舞復活プロジェクト	269,496	538,992
25	益田西	健康長寿のための食生活と社会参加の重要性を学ぶ「ふるさと健康教室」	114,536	236,717
26	真庭	留学生と月田小学生との異文化体験プロジェクト	131,939	273,539
27	岡山東	青少年にAEDで大切な命を守ることを伝える事業	500,000	1,250,360
28	出雲中央	響かせよう出雲サウンド「吹奏楽クリニック」	150,000	1,028,960
29	玉島	防災ボランティアリーダーの育成 ― 地元中学生対象に救急救命講習と災害時の役立つ知恵の実践 ―	110,000	228,742
合 計			6,135,309	13,515,924

2013-17年度

地区補助金プロジェクト企画別件数

	2013-14 年度	2014-15 年度	2015-16 年度	2016-17 年度
人道的プロジェクト	2	10	4	0
環境保全プロジェクト	7	8	6	4
教育的プロジェクト	10	13	14	13
青少年育成指導 プロジェクト	5	5	7	6
その他	2	0	7	6
合 計	26	36	38	29

※ 各クラブ申請書より。
2つ以上の項目に選択がある場合は1つのみで換算

地区補助金プロジェクトの 企画立案のヒント

ロータリー財団の使命を支える活動であること

地域のニーズは何かを探る

地域社会の人々に、地元で何が必要か、地元の“強み”は何かを尋ねる。
それによって地域の人々からの協力が得やすくなり、活動の成果が長続きする可能性が高まる。

どのニーズに取り組むかを決定

クラブやプロジェクトへの協力者の持つ能力（情報、資産、人材等）について検討し、
どのニーズに取り組むかを決定する。（協力者：他クラブ、地区、ロータリー財団、その他の団体）

プロジェクトの選定、計画、実施においては、引き続き地域社会の人々にもかかわってもらう

ロータリー活動への理解や、今後のニーズ発掘につながる。

プロジェクトの目標達成と直接関係ない取り組みや活動はプロジェクトに含めない



補助金管理

1. プロジェクトの選定
2. 補助金の申請
3. 資金の適切な取扱い
4. 成果の評価と報告書作成

ロータリー財団は、補助金に関する
報告書によってのみ、補助金の使用状況を
知る事ができる。

報告書の適切な作成により、補助金管理が
適正である事を証明。



補助金管理

2016—17年度 地区補助金プロジェクト報告書（添付）

1. ロータリー財団 地区補助金報告書
 2. 財務報告書
 3. 補助金での購入品管理表
 4. 資金引出し承認署名簿〈専用口座入出金記録〉
- ※その他 請求書・領収書を含むすべての書類

報告書のファイリングに関する地区の指定

A-4 フラットファイル（色：イエロー） ※インデックスラベル貼付

〈参考資料〉

- 1) ①地区補助金報告書提出届ならびにチェック表
- 2) 地区補助金報告書式⑨～⑫ 記載説明書
- 3) ⑧申請済みプロジェクトの変更届

補助金管理

1. ロータリー財団の補助金資金の適切な取扱い。

1) 財務管理計画書

補助金資金の一貫した管理。項目別に請求書・領収書及び
支払の記録と保管。（⑩財務報告書）

2) 補助金専用口座

利息はプロジェクト資金として使用する。

※ 無利息の決済用口座を推奨

プロジェクト実施後の残額は「0」にする。

3) 補助金資金支払

振込を原則とし、銀行明細書を支出記録として保管。

複数の人で分担する。（⑫資金引出し 承認署名簿）

返金が発生した
場合は、送金前に
地区R財団事務所へ
ご連絡ください。

送金手数料は専用口座へ
ご入金いただき、
その他資金として報告書
に記載してください。

補助金管理

2. 補助金で購入した財産目録作成

購入物品・作成品・配布物等の記録。

プロジェクト終了後の保管・設置場所、管理者の決定及び記録。

(⑪補助金での購入品管理表)

3. 評 価

- 1) プロジェクトがどのように地域社会のニーズに応え、その地域や人々の福祉の向上に役立ったか。

〈地区でよいことをしよう〉

- 2) 広報活動の結果として、地域のメディアにどの様に取り上げられたか。 〈ロータリーの公共イメージと認知度の向上〉

補助金管理

4. 仮報告

- 1) クラブは、補助金プロジェクト終了後、1ヶ月以内に地区ロータリー財団事務所へ仮報告する。

5. 報告書

- 1) 保存期間 → 7年間 (ロータリー財団の監査)
- 2) 原本 → 地区ロータリー財団事務所保管
写本 → 補助金プロジェクト実施クラブ保管
(常時閲覧可能 → 補助金資金の透明性確保)
- 3) 地区への報告書提出期限 → 2017年2月28日

次年度地区補助金の資金は、地区が申請したすべての地区補助金が終了し、ロータリー財団への報告・承認が済むまで支払われない。



お願い

補助金管理セミナーで得た情報を社会奉仕委員長や
青少年奉仕委員長などプロジェクトご担当者と
共有していただき、プロジェクトのスムーズな実施
にお役立てください

書類ご送付先/お問合せ先

国際ロータリー第2690地区 地区ロータリー財団事務所

〒700-0902 岡山市北区錦町1-8 岡山県木材会館4F

✉office@zaidan-rid2690.jp ☎086-221-2690

17.



ご清聴いただき

ありがとうございました

① 地区補助金報告書 提出届 ならびに チェック表

第 2690 地区

2016-17 年度 地区補助金 委員会 宛

ロータリー財団 地区補助金報告書の提出にあたり、下記の「報告書のファイリングに関する地区の指定」に従い、地区指定ファイル形式にて定められた順に必要な書類が揃っていることを確認し提出致します。

なお、クラブ保管分として提出書類の写し 1 部を届け出た保管場所に 7 年間保管致します。

報告書提出日	(西暦) 年 月 日	申請 No.	
報告クラブ名			
プロジェクト名			

【報告書のファイリングに関する地区の指定】

地区補助金報告書類は、インデックスラベル (①②③・・・) を付けて、市販の A-4 フラットファイル [タテ型、色: イエロー] に綴じて提出してください。なお、A-4 フラットファイルの側面ならびに表紙の記載方法は「②【別紙】地区補助金報告書: A-4 フラットファイルへの表記法」を参考にし、「クラブ名」「補助金申請 No.」を各クラブ用に変更して印刷後、切り取って指定の A-4 フラットファイルに とれないように強く貼り付けてください。

★ 申請書類提出時と同様、最終報告書提出前に、プロジェクト終了後 1 ヶ月以内に必ず地区に事前チェック用としてメールにて報告書類をお送りください。

※ 必ず 2017 年 2 月末日までに 事前チェックを受けた最終報告書を地区へ提出してください。

※ 2017 年 1 月末日頃までにプロジェクトが終了できることを推奨します。

No.	チェック欄		必 要 書 類	チェック 事項
	クラブ	地 区		
①			地区補助金報告書 提出届 ならびに チェック表	
②			【別紙】地区補助金報告書: A-4 フラットファイルへの表記法	
③			クラブの覚書(MOU) 第 2690 地区 地区補助金用(2015-16 年度)(写し)	
④			ロータリー財団 地区補助金申請書(写し)	
⑤			【別紙】プロジェクト予算書(2016-17 年度)	
⑥			【別紙】見積書(写し)	
⑦			地区補助金専用口座 (写し)	
⑧			地区補助金 申請済みプロジェクトの変更届 ※ 変更後の予算書、見積書	プロジェクト内容に変更が生じた場合のみ添付してください。
⑨			ロータリー財団 地区補助金報告書	【署名要】「記載説明書」を参照
⑩			【地区指定様式1】財務報告書(2016-17 年度)	クラブは全ての支出の領収書を提出しなければなりません。補助金支払分は領収書原本を添付してください。
⑪			【地区指定様式2】補助金での購入品 管理表(2016-17 年度)	【署名要】
⑫			【地区指定様式3】資金引出し 承認署名簿(2016-17 年度) <専用口座入出金記録>	【署名要】
⑬			【別紙】写真資料 (写真には No を付けてください) ※ 報告書⑨、様式2⑪、様式3⑫に必要な写真資料を、A-4 用紙に貼り付けてください。重複しても構いません。 ※ メールでの送信時は、PDF 変換等で容量を軽くしてください。	⑨: プロジェクトの実施概要が分かるように出来るだけ多くの写真を付けてください。⑪⑫: プロジェクトに要した支出項目に関して全て写真を添付してください。
⑭			【別紙】参考資料 ※ 報告書⑨、様式2⑪に必要な写真以外の資料 : 「広報活動結果」、「パンフレット」、「お礼状」、「感想文」、「アンケート結果」等	報告書の「記載説明書」を参照 2-5) 広報活動結果 2-6) 実施後の効果
⑮			【別紙】領収書および請求書 ※ 上記 様式1⑩・様式3⑫に必要な領収書および請求書	全ての領収書および請求書は、番号を記載してまとめて添付してください。
⑯			【別紙】地区補助金専用通帳のすべての入出金内容の写し	

⑨ロータリー財団 地区補助金報告書 (2016-17 年度)

所要事項を記入され、必要であれば別紙をご使用ください。(□の箇所は該当箇所を「■」に塗りつぶしてください。)

□ 中間(進捗)報告書

■ 最終報告書

1. プロジェクトの概要

ク ラ ブ 名	※ 複数クラブでの提唱プロジェクトの場合は、代表提唱クラブが記載		
フ'ロシ'ェクト名			
プロジェクトの区分	□ 単独クラブ提唱プロジェクト □ 複数クラブでの提唱プロジェクト		
共同提唱クラブ名	※ 複数クラブ提唱プロジェクトの場合		
プロジェクト対象	□ 教育的 □ 人道的 □ 環境保全 □ 青少年育成指導 □ その他		
実施場所	西暦で記載してください。		
実施時期	[開始日] 年 月 日 ~ [終了日] 年 月 日		
受益者	受益者数は延べ数ではなく実数をご記入ください。2-3) に詳細		
協力団体の名称	※ 協力団体の関与が、ある場合のみ記入 ※2-4) に詳細		
広報活動結果	メディアでの報道数 計 件 (新聞 件、TV 件、その他 件) ※2-5) に詳細		
地区補助金	(D) 決算額 円	(a) 地区からの入金額 円	
プロジェクト総額	(F) 決算額 円	(申請書記載) 予算額 円	
地区補助金残高	(G) 円 ((a)-(D)+利息(b)) ※⑨財務報告書. 3 に詳細	地区への返金日 年 月 日 ※⑨財務報告書. 3 に詳細	

財務報告書の金額と合わせてください。

2. プロジェクトの実施結果

2-1) プロジェクト実施内容

※ プロジェクトの実施内容を簡潔に説明してください。

(どのようなことを目的として、誰に対して、何が、いつどこで、どのように実施されましたか。)

プロジェクトの実施内容をより明確にするために、申請書記載の「主旨」も転記してください。できるだけこちらの書式にご記入いただき、スペースが足りない場合には別紙をご使用ください。

写真は A4 サイズの別紙に貼付して、番号を付してください。
写真は書式ごとではなく、全体を連番にしてください。
複数の項目で同じ写真を使っていたら結構です。

【写真資料 No】: ○、○、○、○

※ プロジェクトの実施概要が分かるよう、写真を付けてください。

2-2) ロータリアンの参加状況

※ プロジェクトを実施するうえでロータリアンはいかに汗を流しましたか。

(どのようなことを、何名のロータリアンが行ったか)

会員の方々が積極的に関与されたことがわかるように「ロータリアンの汗のかき方」を記載してください。
またその様子を写した写真を必ず添付してください。(×集合写真)

【写真資料 No】: ○、○、○、○

No を記載してください。

申請No. _____

2-3) 受益者の詳細 ※ プロジェクト実施により、どのような方が何名程度恩恵を受けましたか。

※ 受益者の中にロータリー関係者がおられたら、参考として記載してください。(例 プロジェクト対象〇〇福祉施設の理事:〇〇RC 〇〇氏)

ロータリアンは受益者にならないことにご注意ください。

【写真資料 No】: 〇、〇、〇、〇

2-4) 協力団体の役割 ※ 協力団体が関与している場合、その団体の役割は何でしたか。

【写真資料 No】: 〇、〇、〇、〇

2-5) 広報活動結果 ※ 広報活動の結果はどうでしたか。(どのようなメディアに、どのように取り上げられましたか。)

参考資料として、掲載された新聞記事を添付してください。
可能であれば、チラシ、プログラム、案内なども添付してください。

【参考資料】: 〇、〇、〇、〇

※ 新聞記事内容等は紙面を切り取り、別紙に参考資料として新聞名、掲載日とともに添付してください。

2-6) プロジェクト実施後の効果

※ プロジェクトがどのように地域社会のニーズに応え、その地域や人々の福祉の向上に役立ったか等を記述してください。

受益者に対する効果については、2-3) ではなく、こちらに記載してください。

【写真資料 No】: 〇、〇、〇、〇

3. プロジェクト問合せ担当者 : プロジェクト係補助金の不備を無くし、管理に当たった2名のロータリアンを記載してください。

連絡担当者名 _____	クラブでの役職 _____	2015-16 年度 _____
電 話 _____	FAX _____	電子メール _____
連絡担当者名 _____	クラブでの役職 _____	2015-16 年度 _____
電 話 _____	FAX _____	電子メール _____

4. プロジェクトの資金管理、決算 : 支出項目に関するすべての領収書・支払証明書類を別紙に添付してください。

■ 地区補助金決算額 (D) _____ 円 (プロジェクト決算総額 (F) _____ 円)

*内容は「⑨【地区指定様式1】財務報告書」、「⑩【地区指定様式2】補助金での購入品 管理表」、「⑪【地区指定様式3】資金引出し承認署名簿」の通り

5. 関係書類の保管管理 : すべての関連書類を7年間保管するための、クラブが規定する保管場所を記載してください。

岡山市北区〇〇町1-10 〇〇ビル4F 〇〇ロータリークラブ事務局内のキャビネットNo.〇〇内にA4フラット
ファイル(ピンク)「2016-17 年度 地区補助金報告書(申請書No.〇〇)」として2024年6月末日まで保管

6. 承認と同意

本報告書に署名することにより、あらかじめクラブと地区とで締結した「クラブの覚書(MOU)第2690 地区 地区補助金用」ならびに「地区申合せルール」に準拠し認められた項目にのみ地区補助金の資金が使用されたと共に、ここに記されたすべての情報が事実であり、かつ正確であることを認めます。補助金資金のすべての支出の領収書は、地区に提出しました。また、本報告書に関連して提出した写真はすべて、地区の所有物となり、返送されないことも理解するとともに、著作権を含めこの写真のすべての権利を地区が所有することを認め、時と場所を問わず、いかなる方法、また現在知られている媒体または後に作成される媒体において、使用料なしで写真を使用する取消不能な許可を地区に与えます。これには、必要であれば、地区の独自の裁量により写真に修正を加える権利が含まれます。また、地区が、ウェブサイト、雑誌、冊子、パンフレット、展示、その他 地区、RI およびロータリー財団の推進資料において写真を制限なく使用できる権利も含まれます。

事前チェックの段階では、ご署名は不要です。

ご署名日を記入してください。

【クラブ名】 _____	ロータリークラブ _____	日付 _____ 年 _____ 月 _____ 日
【2015-16 年度 クラブ会長】 _____	氏名(ローマ字) _____	署名 _____
【2016-17 年度 クラブ会長】 _____	氏名(ローマ字) _____	署名 _____
【2016-17 年度 クラブロータリー財団委員長】 _____	氏名(ローマ字) _____	署名 _____

⑩ 【地区指定様式1】 財務報告書（2016-17年度）

／「クラブの覚書（MOU）第2690地区 地区補助金用」に基づく届出書

クラブ名

プロジェクト名

1. 収入

申請書と同じ記述にしてください。

	収入の資金区分	
	地区補助金（円）	その他資金（円）
1. 地区から受領した地区補助金の資金	(a) 100,000	
2. 利息収入	(b) 7	
3. クラブからの資金		120,623
4. その他の資金（具体的に記入）		
5. その他の資金（具体的に記入）		
小 計	(A) 100,007	(B) 120,623
プロジェクト収入総額 (C) = (A) + (B)	220,630	

※ 補助金専用口座で発生した利息(b)（前回プロジェクト終了後に発生した利息を含む）はプロジェクト費用として使用してください。

2. 支出

2-1) 支出表

支出項目は、⑤プロジェクト予算書をもとに具体的にお書きください。必要に応じて行を追加してください。

項 目	領収書 No.	支出の利用区分	
		地区補助金（円）	その他資金（円）
1. 交通費（○⇄△）大型バス●台	2	80,000	
2. 体験学習会パンフレット（口部）	1	20,007	29,993
3. ○○○	2		90,000

■項目…申請時（予算書）と同じ項目名にしてください。

■領収書No.…**すべての支出項目に関して領収書が必要となります**ので、添付領収書No.を記載してください。補助金での支払いの領収書は原本を添付してください。振込手数料の場合は、通帳の写しでも構いません。

■地区補助金（円）…1. 収入 2 (b) の利息も含めた金額を記載してください。

■その他資金（円）…クラブ負担分の購入品についても領収書（コピー可）を添付してください。
振込手数料もプロジェクト費用に含めてください。

※ 補助金とその他資金の両方で支払った場合には項目2. のように同じ行に記載してください。

(地区補助金 残金 返金手数料)			
小 計	(D) 100,007	(E) 120,623	
プロジェクト支出総額 (F) = (D) + (E)	220,630		

※ クラブはすべての支出の領収書を保管しなければなりません。補助金支払分は領収書原本を添付してください。

※ 地区補助金の残金が発生した際は送金手数料も記載ください。

No.を記載してください。

申請No. _____

2-2) 申請予算時との相違について

※⑤プロジェクト予算書の金額と大幅な増減がある項目について理由を教えてください。

地区補助金の支出項目は、基本的に申請時の予算書と同じ項目をお願い致します。

項目の変更は「変更届」のご提出をお願い致します。

例) ・支出項目 1.「会場費」について：予定より時間を延長したため予算より大幅増となった。

・支出項目 2.「参加募集広告折込料」：予定より単価が安価な用紙でも十分であることがわかったため、金額が大幅減となった。

3. 残高 (補助金に関する残高がある場合は、この残高の扱いに関しても記載してください。)

	(G) 地区補助金 (円)	(H) その他資金 (円)
各区分ごとの残高	(A) - (D) 0	(B) - (E) 0

■ 地区補助金に関する残高の扱い ((A) - (D) の残高がある場合のみ記載)

年 月 日 地区に返金 実質返金額

円

送金手数料

円 (項目2 支出表に記載ください。)

※ 残金 (利息も含む) を、地区へ返金する際の手数料に充てていただいても結構です。

(プロジェクトの実施に必要な管理運営費として補助金額の最高3%まで使用可能)

4. 利害の対立に関する報告

地区補助金に係る受益者ならびに取引業者にロータリー関係者が含まれる場合は、「利害の対立に関する方針」に抵触する可能性がありますので、その取引が公平かつ透明であることを開示する必要があります。以下に その内容 (項目2 支出表のNoと支払先ロータリー関係者名等) を記載し、記載した内容が公平な取引であることを説明するとともに、これを証するものを提出あるいは保管願います。 ※ 監査時に指摘された場合は必要な説明が求められます。

4-1. 受益者に関する報告 (適合する方を「■」に塗りつぶしてください。)

■ 利害の対立はありません。

□ 以下の通り報告致します。

4-2. 取引業者に関する報告 (適合する方を「■」に塗りつぶしてください。)

※ ⑤プロジェクト予算書 2. 備考欄でご報告の内容も再度ご記入下さい。

□ 利害の対立はありません。

■ 以下の通り報告致します。

支出項目「3. プログラムの印刷」の支払先は、補助金申請クラブ内の〇〇会員の経営する「(株)〇〇印刷」です。

〇〇会員は入会〇年目の信頼できる会員であり、印刷単価・納期・業務依頼手続き・本プロジェクトの理解度等、総合的に判断して取引は適正なものであることを確認しています。

5. 承認と同意

※⑤プロジェクト予算書 2. 備考欄での報告内容も再度ご記入ください。

本報告書に署名することで、地区補助金の資金が、あらかじめクラブと地区とで締結した「クラブの覚書(MOU)第2690 地区 地区補助金用」ならびに「地区申合せルール」に準拠し、認められた項目にのみ使用され、ここに記されたすべての情報が事実であり、かつ正確であることを認めます。なお、支出項目各金額ならびに単価は適正価格であることを確認しており、「4. 利害の対立に関する報告」も含め 地区ならびに財団から必要な記録や証明となる資料の提出を求められた時には、ただちにこれらの資料を提出することを誓います。

ご署名日を記入してください。

【クラブ名】	ロータリークラブ	日付	年	月	日
【2016-17 年度 クラブ会長】	氏名 (ローマ字)	署名			
【2016-17 年度 クラブロータリー財団委員長】	氏名 (ローマ字)	署名			
【2016-17 年度 クラブ幹事】	氏名 (ローマ字)	署名			

事前チェックの段階では、
ご署名は不要です。

⑫【地区指定様式3】資金引出し 承認署名簿（2016-17年度）＜専用口座入出金記録＞
/ 「クラブ」の覚書（MOU）第 2690 地区 地区補助金用」に基づく届出書

- ※ 補助金専用銀行口座からの資金の引出しには、事前に「クラブ」のローター-財団委員長」および「クラブ幹事」の 2 名による 以下の表への承認署名が必要となります。(各行)
- ※ 地区補助金プロジェクトの支払内容がわかるよう、地区からの補助金送金後、専用口座へその他資金(クラブ資金)をご入金いただき、可能な限り直接支払先にご送金ください。
- ※ 日付、入出金内容、金額、支払先は、補助金申請時の予算書に基づき、専用通帳とすべての領収書において齟齬を来さないように対処してください。
- ※ 支払われた金額に対するすべての領収書は、番号を記載して別紙にまとめて保管してください。
- ※ 購入した原材料、作成したパンフレット類等 プロジェクトに要した支出項目に関して、可能な限り写真を添付した方が、海外からの監査時にも有効です。
- ※ 地区補助金専用口座の動きのすべてがわかるように、専用通帳の入出金内容の写しを別紙に付けてください。

申請書と同じ記述にしてください。

クラブ名
プロジェクト名

利息が発生した場合はプロジェクト費用として使用してください。

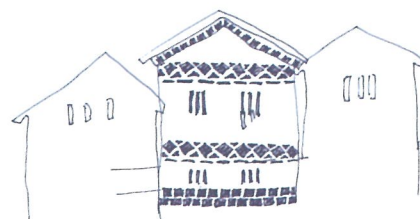
※ 「★」欄は出金時のみ記載してください。必要に応じて行を追加してください。

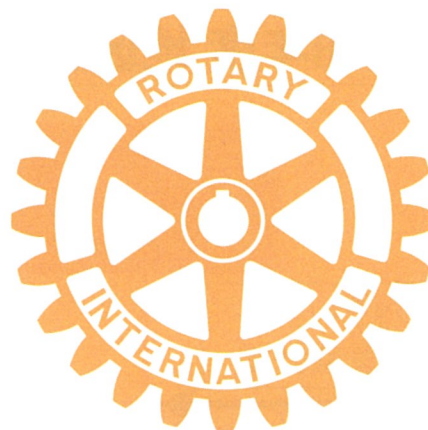
日付	入 出 金 内 容	金額（円） ※出金時は 「△」を付ける	支払い先 ★	確認サイン		領収書No. ★	写真No. ★	残高
				クラブ'幹事	クラブ'ローター- 財団委員長			
8月17日	利息	7	-	〇〇 〇〇	□□ □□	-	-	7
9月1日	地区より補助金入金	100,000	-	〇〇 〇〇	□□ □□	-	-	100,007
9月9日	その他資金入金	120,623	-	〇〇 〇〇	□□ □□	-	-	220,630
9月9日	体験学習会パンフレット代 支払い(引出)	△50,000	〇〇 商店	〇〇 〇〇	□□ □□	1	11	170,630
9月13日	交通費、××代支払い(振込)	△170,000	(株)×××	〇〇 〇〇	□□ □□	2	12	630
9月13日	上記振込手数料	△630	▽▽ 銀行	〇〇 〇〇	□□ □□	3	-	0
■ 写真No.・・・⑨報告書、⑪補助金での購入品管理表 に添付の写真と重複しても構いません。 必ず写真No.を記載してください。								

【補助金管理セミナー】

2017-18 年度地区補助金プロジェクトの実施に向けて

次期地区補助金小委員会副委員長 森 彰





国際ロータリー第2690地区

次期クラブロータリー財団委員長研修会 地区補助金管理セミナー

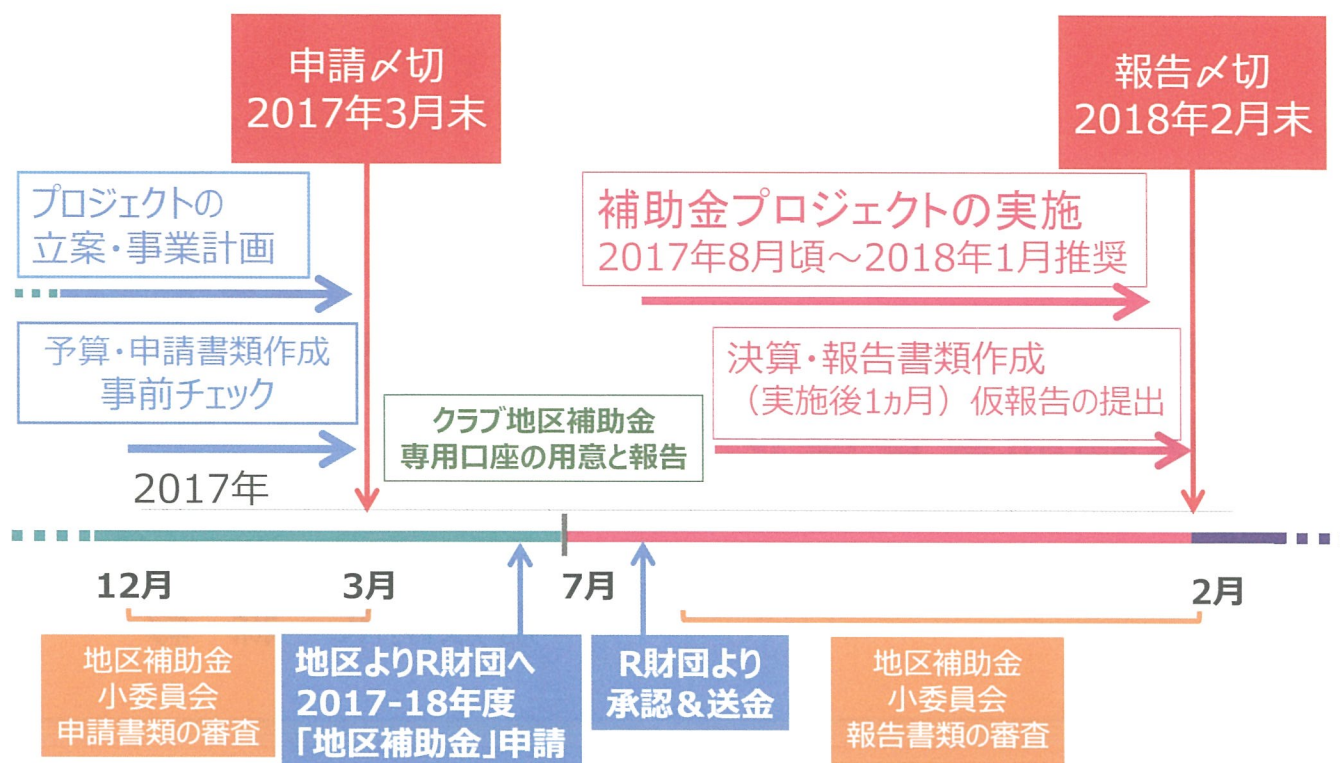
2016-17年度 地区補助金小委員会副委員長
倉敷南RC 森 彰



2017-18年度 地区補助金プロジェクト 申請と実施に向けて



2017-18年度 地区補助金プロジェクトスケジュール



2017-18年度 地区補助金プロジェクト申請の準備①

①地区補助金管理セミナーに参加 (開催:岡山・倉敷)

『③クラブの覚書 (MOU) 第2690地区 地区補助金用 (2017-18年度)』
「2.クラブ役員の責務」

C. クラブ会長エレクト、またはクラブが任命した代表者は、補助金管理と参加資格に関する地区主催の研修会に出席しなければならない。

12月11日

次期クラブR財団委員長研修会・補助金管理セミナー

3月4 - 5日

PETS

5月21日

次期地区会員増強・ロータリー財団合同セミナー

**計3回(予定)
全て今年度内に開催。**

2017-18年度 地区補助金プロジェクト申請の準備②

②ルールに則って申請してください

▼ 『ロータリー財団

地区補助金とグローバル補助金 授与と受諾の条件』

▼ 『国際ロータリー第2690地区 2017-18年度

地区補助金に関する地区申合せルールとプロジェクトの適合資格』

▼ 『クラブの覚書（MOU）』

⇒申請書類 地区締切り 3月31日

2017-18年度 地区補助金プロジェクト申請の準備③

③覚書（MOU）を地区と締結

＝地区とクラブ間の地区補助金に関する同意書

- 1) クラブの参加資格
- 2) クラブ役員の責務
- 3) 財務管理計画
- 4) 銀行口座に関する要件
- 5) 補助金の使用に関する報告
- 6) 書類の保管
- 7) 補助金の不正使用に関する報告

2017-18年度 地区補助金プロジェクト申請の準備④

申請書類 **3点**

- ③ ロータリー財団クラブの覚書（MOU）
第2690地区 地区補助金用（2017-18年度）
- ④ ロータリー財団 地区補助金申請書
- ⑤ 【別紙】 プロジェクト予算書（2017-18年度）
/ 「ロータリー財団 地区補助金申請書」 添付書類

④申請書と⑤予算書(見積書)は、署名入りの正式な書類を作成する前に、地区R財団事務所へ送信し、事前チェックを受けてください。



ロータリー財団 地区補助金とグローバル補助金 授与と受諾の条件(2016年7月)



ロータリー財団

地区補助金とグローバル補助金授与と受諾の条件(2016年7月)

II. 受領資格の指針

財団の補助金を活用するすべての活動は、以下に該当しなければならない。

1. ロータリー財団の使命に関連していること。
2. ロータリアンが積極的に参加すること。

地区ルール：

会員が如何に関与（会員が汗を流すこと等）しているかが、明確に示せるようなプロジェクトとする。

3. ロータリー財団、または国際ロータリーに対し、補助金の支給金額を支払うこと以外に何の責任も負わせないこと。
4. 米国および補助金の実施地の法律を順守すること、また個人あるいは団体に害を与えないこと。

ロータリー財団

地区補助金とグローバル補助金授与と受諾の条件 (2016年7月)

II. 受領資格の指針

財団の補助金を活用するすべての活動は、以下に該当しなければならない。

5. 実施に先立ってロータリー財団により審査され、承認された活動のみに使用すること。既に完了済みあるいは進行中のクラブや地区の活動や経費を支払う目的で補助金を使用しないこと。承認に先立って補助金活動の計画を立てることが奨励されているが、承認前に経費が発生してはならない。補助金が承認された後にプロジェクト計画に変更を加える場合は、その変更について事前にロータリー財団の承認を得なければならない。ロータリー財団は、学位取得プログラムの学期ごとに新しい活動とみなし、補助金の支給対象とする。
6. 実施地の伝統と文化に配慮する姿勢を示すこと。

ロータリー財団

地区補助金とグローバル補助金授与と受諾の条件(2016年7月)

II. 受領資格の指針

財団の補助金を活用するすべての活動は、以下に該当しなければならない。

7. ロータリー財団章典の第10.030節に基づき、「補助金参加者の利害の対立に関する方針 (the Conflict of Interest Policy for Grant Participants)」を順守すること。



- ・ **ロータリアン、そのご家族は受益者となれません。**
受益者関係の中にロータリー関係者 ⇒ 参考として記載
※ プロジェクト実施のためのロータリアンの保険料は、活動に必要な経費として認められます。(2017-18年度 追加事項)
- ・ 取引業者にロータリー関係者が含まれる場合は、公平な取引であることを説明してください。
- ・ 複数の業者への見積もり要請のお願い。

地区ルール : (1件5千円未満の取引については省略可)

8. ロータリー財団章典の第4.090項に基づき、ロータリーの標章の使用に関する方針を順守すること。

ロータリー財団

地区補助金とグローバル補助金授与と受諾の条件(2016年7月)

III. 制約事項

1. 特定の受益者、団体、地域社会に対する継続的または過度の支援。



受益者が同じプロジェクトは申請できません。
寄贈を行われる際は、過度の支援となっていないか、プロジェクトで必要なものか、クラブ内での審査をお願いします。

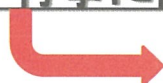
2. 財団、恒久的信託、利子の発生する長期口座の開設。

ただし、第Xセクションに記載された要件に提唱者が従うならば、補助金資金を小口融資ファンドの設立のために使用できる。

3. 土地や建物の購入。

4. 募金活動。

5. 地区大会、国際大会、研究会、創立記念式典、娯楽活動などの
ロータリー行事に関連する経費。



例会等の費用も対象となりません。

Ⅲ.制約事項

6. 人道的活動または教育的活動に直接関連していない広報。

7. 500ドルを超える、プロジェクトの標識。

○ 500ドル以下の人道的/教育的なプロジェクトを記念・説明する標識・看板等

○ 標識自体が人道的/教育的な目的を果たすもの（金額の制限はなし）

× 実施中の模様を撮影したビデオ製作費・記念写真の費用

△ 終了したプロジェクトを紹介した内容 ⇒ クラブの宣伝と見なされる可能性有

× プロジェクト全体の予算が800ドルでそのうち標識が500ドルだった場合

Ⅲ.制約事項

8. 他団体の運営費、管理費、間接プログラム経費。

9. 受益者や協力団体への使途無指定の現金寄付。

10. 既に経費が発生した活動。

R財団承認後に実施されたプロジェクトのみが対象となります。

(11～14：略)

ただし、『国際ロータリー第2690地区 2016-17年度 地区補助金に関する地区申合わせルールとプロジェクトの適合資格』 「2.申請、並びに報告について」 にて以下は認められる。

5) 申請の承認以前に経費が発生した活動は、補助金の対象とならない。ただし、公的施設をプロジェクトの会場として使用する場合など、承認日以前の支出が必要な経費については、その必要性の説明を前提として、その他資金による支出として認める。

Ⅲ.制約事項

10. 既に経費が発生した活動。



**補助金プロジェクトの実施
2017年8月頃～2018年1月までの期間を推奨**

※推奨期間について

開始:既に経費が発生した活動には充てられないため

終了:プロジェクト実施後1ヵ月以内の仮報告が必要なため

☆ RIへの申請5-6月 ⇒ R財団承認目途は不明

2014-15年度 7/3申請 8/19承認 8/20R財団送金

2015-16年度 7/21申請 8/7承認 8/17R財団送金

2016-17年度 7/12申請 8/12承認 8/17R財団送金

☆ 報告締切2018年2月末



国際ロータリー第2690地区 2017-18年度

地区補助金に関する

地区申合わせルールとプロジェクトの適合資格



地区補助金に関する 地区申合わせルールとプロジェクトの適合資格

1. 申請プロジェクト内容について

- 1) 1クラブ1プロジェクト および複数クラブでの共同申請も可能である。
※クラブ独自の提唱プログラムとは別途申請可能。
- 2) 1プロジェクトの補助金額の下限は10万円、上限は50万円とする。
自己資金は、補助金と同額、またはそれ以上とする。（プロジェクト総額は20万円以上）
- 3) 地区補助金は「**地区でよいことをしよう**」の精神に則り、**地区内実施プロジェクト**とする。
- 4) **ロータリアンが積極的に参加すること**。
また、会員が如何に関与（**会員が汗を流すこと等**）しているかが、明確に示せるようなプロジェクトとする。

地区補助金に関する 地区申合わせルールとプロジェクトの適合資格

1. 申請プロジェクト内容について

- 5) 「授与と受諾の条件」（2016年7月版）を遵守すること。
附帯事項
 - ②以下の費用は地区補助金申請時のプロジェクトの費用としては認められない。
 - A. 飲食費、並びにコンクール等での賞品、プレゼント類に係る費用
 - B. プロジェクトに係る高額な広報・宣伝費
- ×** ジュース/お弁当/食事代・賞状/トロフィー費用・景品
× 参加者への粗品・寄贈のみのプロジェクト
○ プロジェクトに必要でプロジェクト内で使用した「物」の寄贈、食材
○ 地域の食材を使つての料理教室での食材
- 6) 「補助金参加者の利害の対立に関する方針」（ロータリー財団章典 第10.030節）を遵守すること。
- ・クラブ会員の業者との取引は透明性の説明を！**
・ロータリー関係者如何にかかわらず相見積の提出をお願いします！

国際ロータリー第2690地区 2017-18年度 地区補助金申請書類について

地区補助金申請書記載事項チェックリスト

チェック内容	
WHAT	何を実施するのか？ ・ロータリー財団の使命に合致する内容となっているか。 「健康状態を改善し、教育への支援を高め、貧困を救済する。」 ・ロータリアンが直接参加しているか。 ・物品寄贈のためのプロジェクトになっていないか。
WHY	なぜ、実施するのか？ ・どのような「地域社会のニーズの調査」に拠ったのか。
WHEN	いつ、実施するのか？ ・なぜその時期となったのか。
WHERE	どこで、実施するのか？ ・なぜその場所となったのか。
WHO	誰が、実施するのか？ ・なぜその団体or人の協力を得るのか。
HOW	どのように、実施するのか？ ・プロジェクト終了後も地域の人々が自力でニーズに応えられるような支援となっているか。
HOW MUCH	いくらで、実施するのか？ ・契約方法は、適正か。 1社見積：5000円以下又は相見積が取れない理由有り 2社以上の見積：上記以外（ロータリー関係者であるかどうかにかかわらず）

申請書にこれらの内容をもれなく簡潔に記載してください。申請時に内容についてよく検討していただき、できるだけ実施時に変更のないようにお願いいたします。

2016-18年度 地区補助金プロジェクトスケジュール

2016-17年度 地区補助金 実施関連（庄司G 年度）			2017-18年度 地区補助金 計画・実施関連（池上G 年度）		
期 日		内 容（報告書の締切等）	期 日		内 容（研修会、申請書・報告書の締切等）
2016年	8月上旬～	● 各クラブ提唱プロジェクトの実施	2016年	12月11日（日）	第1回次期ガバナー補佐会【岡山】 ● 次期クラブロータリー財団委員長研修会【岡山】 （補助金管理セミナー・計画年度への準備・参画要請・研修）
2017年	2月29日	● プロジェクト実施報告書の地区提出締切 ※正式書類の提出期限（注1参照）	2017年	3月4-5日（土・日）	● PETS【倉敷】 （補助金管理セミナー・地区補助金申請への準備要請）
				3月31日（金）	● 次年度覚書・申請書の地区提出締切
	～5月中旬	報告書のチェック・修正サポート		～5月中旬	申請書のチェック・修正サポート
	5月下旬	R財団へ報告書を提出		5月21日（日）	● 次期地区会員増強・R財団合同セミナー【倉敷】 （補助金管理セミナー・地区補助金実施についての説明）
	～7月初旬	プロジェクト クローズ		5月下旬	R財団に地区補助金（スポンディングプラン）を一括申請
				6月初旬 ～7月初旬	R財団によるスポンディングプランの審査 （必要な場合は地区で修正）
				7月初旬 ～8月中旬	● R財団より地区に池上年度プロジェクト資金送金
				7月下旬 ～8月中旬以降	● 地区より各クラブへ補助金送金
				8月上旬～	● プロジェクト実施（注2参照）
			2018年	2月28日（水）	● プロジェクト実施報告書の地区提出締切 ※ 正式書類の提出期限（注1参照）

●印の項目は、各クラブ担当の業務・研修会等の内容です。

注1) プロジェクト終了後1ヶ月以内に報告書をメールにてご提出下さい。地区補助金小委員会でチェックした後、ご返答いたします。
その後正式に、必要箇所にご署名を頂いた報告書、その他全ての書類の含まれた原本ファイルを地区R財団事務所宛にご郵送下さい。

注2) 次年度の各クラブ提唱プロジェクト開始可能時期に関しては、財団からのスポンディングプランの承認状況を踏まえ、地区より各クラブに改めてご連絡いたします。現時点では「8月下旬～」を予定しています。

ご清聴 ありがとうございました



ロータリー財団 地区補助金とグローバル補助金 授与と受諾の条件

2013 年 7 月 1 日以降の補助金に適用

ロータリー財団は、この授与と受諾の条件をいつでも変更、修正することができる。変更された文書は、ロータリーのウェブサイト(www.rotary.org/ja/grants)に掲載されるほか、ロータリー財団の[補助金担当職員](#)から取り寄せることができる。パッケージ・グラントの授与と受諾の条件はウェブサイトに掲載されている。

I. 補助金の種類

ロータリー財団は、地区補助金とグローバル補助金を授与する。地区補助金は、財団の使命(ロータリアンが、健康状態を改善し、教育への支援を高め、貧困を救済することを通じて、世界理解、親善、平和を達成できるようにすること)と一致する奨学金、プロジェクト、旅行に充てるために地区に一括で支給される。グローバル補助金は、重点分野の範囲内にある奨学金、プロジェクト、職業研修チーム(VTT)、また場合によって旅行のために授与されるものであり、これらは実施地の地域社会が主導し、その成果が持続可能、測定可能なものでなければならない。

II. 受領資格の指針

財団の補助金を活用するすべての活動は、以下に該当しなければならない。

1. ロータリー財団の使命に関連していること。
2. ロータリアンが積極的に参加すること。
3. ロータリー財団、または国際ロータリーに対し、補助金の支給金額を支払うこと以外に何の責任も負わせないこと。
4. 米国および補助金の実施地の法律を順守すること、また個人あるいは団体に害を与えないこと。米国財務省外国資産管理局による制裁対象国でのプロジェクトや旅行を計画している提唱者は、追加情報の提供が必要な場合がある。
5. 実施に先立ってロータリー財団により審査され、承認された活動のみに使用すること。既に完了済みあるいは進行中のクラブや地区の活動や経費に充てる目的で補助金を使用しないこと。承認に先立って補助金活動の計画を立てることが奨励されているが、承認前に経費が発生してはならない。補助金が承認された後にプロジェクト計画に変更を加える場合は、その変更について事前にロータリー財団の承認を得なければならない。ロータリー財団は、学位取得プログラムの学期ごとに新しい活動とみなし、補助金の支給対象とする。
6. 実施地の伝統と文化に配慮する姿勢を示すこと。
7. [ロータリー財団章典](#)の第10.030節ならびに以下のXIIに基づき、「[プログラム参加者のための利害の対立に関する方針](#)」を順守すること。
8. [ロータリー章典](#)第33.040.6項ならびに33.040.12項に基づき、国際ロータリーの商標(「ロータリー標章」)の使

用に関する国際ロータリーの方針を順守すること。

9. ロータリーの『『ボイス』とビジュアルアイデンティティのガイド』に従い、補助金提唱者とロータリー財団の役割を明確に示す表記をプロジェクトの標識に含めるか、その近接位置に表示すること。

地区補助金

1. 地元と海外において、プロジェクト、奨学金、職業研修チーム、およびそれらに関連した旅行を支援するものである。
2. 補助金の3パーセントまでを、補助金に関連した管理運営費（銀行手数料、郵送料、ソフトウェア、独立財務評価など）に充てることができる。
3. 補助金の20パーセントまでを、臨時費に配分することができる。ただし、補助金の承認後にプロジェクトまたは活動を追加する場合は、ロータリー財団の事前承認を受けなければならない。
4. 該当する法律によって認められ、またロータリー財団の方針に従っている場合、ロータリー国・地域とそれ以外の国・地域におけるプロジェクトと活動に資金を充てることができる。
5. 奨学生や職業研修チームのオリエンテーション、補助金管理セミナーに資金を充てることができる。

グローバル補助金

1. ロータリーの重点分野の一つ以上に関連している。
2. 持続可能である。ロータリークラブや地区が活動を完了した後も、実施地の地域社会が自力でニーズに取り組んでいなければならない。
3. 測定可能である。提唱者は、「グローバル補助金：モニタリングと評価の計画について」から評価基準を選ぶ。また、独自の評価基準を追加することもできる。プロジェクトの成果の測定にかかる費用の上限は、プロジェクト予算の10パーセントとする。
4. 実施地側の地域社会が主導する。実施地側が自ら特定した地元のニーズに基づいて、補助金を立案する。
5. プロジェクト予算の10パーセントまでを、プロジェクト管理費（協力団体において、そのプロジェクトのマネジャー費用、諸経費、運営管理諸経費が発生する場合はそれも含む）に充てることができる。
6. 人道的、教育的プロジェクトを支援する。
7. 1～4学年間の大学院レベルまたはこれに相当するレベルの教科履修や研究のための留学用奨学金を提供する。
8. 職業研修を提供したり、受けたりすることによって人道的ニーズに取り組む職業研修チームを支援する。
9. 人道的プロジェクトの一環として、最高2名までの旅費を賄う。これらの人は、現地で研修を提供したり、プロジェクトを実施したりする。ただし、これらの人が持つスキルが現地で得られないことを実施国側のクラブが確認した場合に限る。
10. ロータリーが存在する国や地域にある地域社会を支援する。
11. 補助金プロジェクトが実施される国や地域の少なくとも1つのロータリークラブまたは地区（実施国側代表提唱者）と、実施国や実施地域以外のロータリークラブまたは地区（援助国側代表提唱者）により提唱される。ただし、RI理事会が積極的に拡大に取り組んでいる（現在ロータリークラブがない）国で実施されるプロジェクトに関しては、この方針の例外が認められる場合がある。
12. プロジェクト予算の10パーセントまでを、価格上昇や為替変動に対応するための臨時費に配分することができる。

III. 制約事項

補助金は、いかなるグループも不当に差別したり、特定の政治的・宗教的見解を推進したり、完全に宗教を目的とした催し物を支援したり、妊娠中絶に関連する活動や性決定のみを目的とする活動を支援したり、武器や弾薬の購入資金に充てたり、ロータリー財団への新たな寄付またはロータリー財団の他の補助金への新たな寄付とすることはできない。

これに加え、補助金を以下の目的に使用することはできない。

1. 特定の受益者、団体、地域社会に対する継続的または過度の支援。
2. 財団、恒久的信託、利子の発生する長期口座の開設。ただし、第Xセクションに記載された要件に提唱者が従うならば、補助金資金を小口融資ファンドの設立のために使用できる。
3. 土地や建物の購入。
4. 募金活動。
5. 地区大会、国際大会、研究会、創立記念式典、娯楽活動などのロータリー行事に関連する経費。
6. 広報（プロジェクト実施に不可欠な場合を除く）。
7. 500ドルを超える、プロジェクトの標識。
8. 他団体の運営費、管理費、間接プログラム経費（グローバル補助金における協力団体でのプロジェクト管理費を除く）。
9. 受益者や協力団体への使途無指定の現金寄付。
10. 既に経費が発生した活動。
11. 国境を越えて手ずから行うワクチンの輸送。
12. 全国予防接種日（NID）に出向くための旅費。
13. ポリオワクチンのみを含む予防接種。
14. ロータリー平和センター提携大学において、ロータリー平和フェローが専攻するのと同じ、または類似した専修プログラムで学ぶための留学。

グローバル補助金

上記に加え、グローバル補助金を以下の目的に使用することはできない。

1. ロータリー青少年交換、RYLA、ロータリー友情交換、ローターアクト、インターアクト
2. 18歳未満の青少年の海外渡航費（保護者同伴の場合を除く）。
3. 人が居住、仕事、営利目的の活動に従事するための建造物、すなわち建物（学校、住宅・低廉仮設宿泊所、病院）、コンテナ、移動住宅など、もしくは製造や加工の活動を営むための建造物の新たな建設、または増築。
4. 人道的プロジェクトに参加する協力団体の職員の旅費
5. ロータリー以外の団体が主体となって実施する活動。
6. 主に研究・調査またはデータ収集から成る人道的プロジェクト。
7. 個人の旅行経費のみを含む人道的プロジェクト。
8. 大学の学士課程での勉強。

IV. 申請方法

補助金はwww.rotary/ja/grantsからオンラインで申請できる。

ロータリー財団の補助金を受領するには、関係するすべての代表提唱地区はロータリー財団によって資格が認められなければならない。グローバル補助金の場合には、関係するすべての代表提唱クラブは地区によって資格が認められなければならない。これに加え、地区、クラブ、補助金委員会の全委員は、国際ロータリーとロータリー財団に対して財務的な健全性を保っていないなければならない、かつ補助金を受領するプロジェクトの名称は、ロータリー標章の使用に関する国際ロータリーの方針に順守しなければならない(上記IIを参照)。RI財務代行者、国の会計担当者、補助金と関連のある協力団体や受益団体の役員と有給職員は、補助金委員会の委員を務めることが禁じられている。各代表提唱地区、または各代表提唱クラブが一度に有することのできる未終了の補助金は、10口までに限られる。

地区補助金

地区は、3名のロータリアンから成る補助金委員会を設置しなければならない。この3名には、補助金の実施年度の地区ガバナー、地区ロータリー財団委員長、地区補助金小委員会委員長が含まれる。補助金委員会の3名の委員は、地区補助金の申請において承認手続きを行い、申請書を提出する責務を担う。

地区は、1ロータリー年度につき1回申請を提出することができ、申請には使用計画を含めなければならない。補助金増額の要請は、ロータリー財団が補助金の支給を開始する前に行わなければならない。地区は、年度中に発生し得る臨時費のために、地区補助金の20パーセントまでを取っておくことができる。その場合、使用計画にこの臨時費を盛り込み、最終報告書を提出する際に臨時費の内訳を記載するものとする。地区補助金の申請はすべて、補助金実施年度の5月15日より前に受理されなければならない(例えば、2016-17年度地区補助金の申請書は、2017年5月15日までに受理されなければならない)。

グローバル補助金

実施国と援助国の代表提唱者は、それぞれ、グローバル補助金を担当する3名のロータリアンから成る補助金委員会を設置しなければならない。この補助金委員会の委員は、代表提唱クラブの会員(クラブ提唱の場合)または代表提唱地区の会員(地区提唱の場合)とする。クラブが提唱者となって補助金を申請する場合、代表提唱クラブが参加資格認定を受けていることを地区ロータリー財団委員長が確認しなければならない。

提唱クラブまたは地区は、全予算額の10パーセントまでを臨時費に配分することができる。提唱クラブ／地区は、この臨時費から支出があった場合、それを報告し、全額使用しなかった場合は、財団に返金しなければならない。

奨学生と職業研修チームメンバーは、補助金全体の申請の補足資料として個人の参加申請書を提出しなければならない。提唱者は、経費発生や旅行手配の前に、ロータリー財団によって奨学金と職業研修チームの申請が承認されなければならないことを申請者が理解するよう確認すべきである。申請書は、ロータリー年度を通じて随時受理されるが、旅行が含まれる申請の場合は、旅行日の90日前までに提出すべきである。

留意点:

1. 「最初のステップ」の後、申請書への記入が開始されてから12カ月以内に、財団へ申請書が提出されなかった場合、申請は取り消しとなる。
2. 申請書の提出から6カ月以内に、申請に必要な情報がすべて提出されず、承認されなかった場合、申請は取り消しとなる。
3. 申請書の承認後6カ月以内に支払い要件が満たされなかった場合、補助金は取り消しとなる。
4. 支払い後12カ月以内に補助金プロジェクトが実施されなかった場合、補助金は取り消しとなり、提唱者は資金を返還するよう義務づけられる。

奨学金の申請における追加要件:

1. 補助金の申請時に、大学院課程への大学からの入学許可状、または大学院レベルの研究を行うための招請状を提出すること。学費支援の保証を必要とする条件付きの入学許可状も認められる。
2. 候補者が、自国外で学業を行うこと。

職業研修チームの申請における追加要件:

1. チームは、ロータリアンのチームリーダー1名と最低2名のメンバーから成る少なくとも3名で構成されなければならない。メンバーは、重点分野において各自少なくとも2年の職務経験を有し、ロータリアンのチームリーダーは、ロータリーの知識と国際経験、指導力、重点分野におけるいくつかの専門知識を備えていなければならない。ロータリアンではない人がチームリーダーを務めることもできるが、その場合、提唱者が補助金申請書にその必要性を十分に説明しなければならない。
2. ロータリアンとその家族が同じ職業研修チームに参加する場合は、そのチームが研修を(受けるのではなく)提供する側であること。
3. 職業研修チームのメンバーとその親族が同じチームに参加する場合は、その親族も参加要件を満たしていること。
4. 1口の補助金で複数のチームが旅行をする場合、これらのチームは、代表提唱者2者が同じであり、最初のチームの旅行開始日から1年以内に、最後のチームの旅行が開始されること。
5. すべてのチームメンバーが、旅行の前にロータリー財団から承認を得ていること。チーム構成の変更はすべて、ロータリー財団に報告し、その承認を得なければならない。

国際財団活動資金(WF)から50,001～100,000米ドルの配分を求めるグローバル補助金申請は、ロータリー財団専門家グループによる技術的審査および中間視察を受けるが、奨学金および職業研修チームはこの限りではない。

WFから100,001～200,000米ドルの配分を求めるグローバル補助金申請は、ロータリー財団管理委員会が会合で承認しなければならない。さらに、財団専門家グループによる事前現地視察、監査、中間視察を受ける。ただし、職業研修チーム(VTT)または奨学金のみから成る補助金プロジェクトは、この要件を免除される。申請書が受理された時期により、審査の時期が以下ようになる。

1. 6月1日まで:10月の管理委員会会合で審査
2. 10月1日まで:1月に審査
3. 12月1日まで:4月に審査
4. 3月1日まで:6月に審査

V. 旅行方針

補助金のための旅行の手配は、すべて旅行者本人が責任をもって行う。2016年4月1日より、旅行者は、国際ロータリー・トラベルサービス(RITS)を通じて旅行を手配するか、独自に選択した旅行業者を利用することができる。

ロータリー財団の補助金は、予算に含まれている以下の国外旅行関連費用を賄う。

1. エコノミークラスの航空券
2. 空港までの往復交通費および補助金実施に関連する現地での交通費
3. 予防接種とビザの費用、入国税・出国税
4. 通常の妥当な荷物預け料金

5. 旅行保険

ロータリー財団の補助金は、国外旅行に関連する以下の経費を賄わない。

1. 事前に承認された旅行の前後に、任意で途中降機した場合の関連費用
2. 任意の途中降機を含め、個人的な旅行の手配から生じた変更による違約金や手数料
3. 荷物の超過料金および運送料

補助金の提唱クラブまたは提唱地区は、補助金の資金を使って旅行する全受領者の緊急連絡先と旅程表を保管する責任がある。また、要請に応じて、財団にこの情報を提供しなければならない。

補助金の受領者は、以下の責任を有する。

1. 旅行の手配をする。迅速に旅行の手配をしない場合、旅費の増額や、補助金の中止という結果をもたらす可能性がある。
2. 承認された旅費を超える費用を自己負担する(ただし、超過分について財団から承認を得た場合を除く)
3. 海外旅行のためのすべての健康条件を満たす。
4. 個人的な旅行をする場合は、その手配をし、旅費を自己負担する。個人的な旅行は、補助金活動の終わりに最高4週間まで行うことができる。補助金受領者は、このような旅行の後、自国に帰るものと期待されている。
5. RIによる国別の旅行制限を順守する。
6. 旅行保険に加入する(2016年7月1日より、ロータリーからの旅行保険の提供は打ち切られる。補助金受領者は、各自で旅行保険を購入することとなる。財団は、この日より前に承認された補助金で、出発日がこの二よりも前、帰国日が2016年12月31日より前である旅行者のための保険を提供する)。奨学金の受領者は、加入した保険が、教育機関が設定した保険の条件を満たしていることを確認する必要がある。

医療従事者が補助金活動の一環として医療サービスを提供する場合、補償限度額が最低500,000米ドルの職業賠償責任保険(別称、過失脱漏保険またはE&O保険)に加入するよう期待されている。この補償は、補助金活動参加者が、職業上の行為または不作為によって他人に害を与えた場合の法的責任を果たすために適用される。このような保険に加入し、保険料を支払うのは参加者本人の責任である。

国際ロータリーは、極めて危険な国を挙げた旅行禁止国リストを作成するため、グローバルな安全コンサルタント会社と契約している。安全面での懸念から、ロータリー財団の資金による旅行者は、これらの国に旅行することが許可されない。旅行禁止国リストに追加された国内に、既に財団資金による旅行者がいる場合、即刻避難するための計画が手配される。万一、財団資金の受領者が、指示通りに当該国への旅行を延期しなかった場合、または当該国から避難しなかった場合、ロータリー財団は補助金を取り消し、既に支払われた資金はロータリー財団に返還する必要がある。

ロータリアン以外で、奨学金、職業研修チームへの参加、人道的プロジェクトの実施のための旅行を目的として補助金を受領する人には、以下が期待されている。

1. ロータリーに関する知識を有することを実証する。
2. 出発前にオリエンテーションに参加する(オンラインのオリエンテーション、または会場に集まって参加するオリエンテーションのいずれか)。

3. 提唱者に要請された場合には、クラブや地区の活動に参加する(クラブや地区の会合における講演・プレゼンテーション、奉仕プロジェクトへの参加など)。
4. 活動実施国(または留学国)の言語に堪能である。

VI. 補助金の資金源

地区補助金

地区補助金は、地区財団活動資金(DDF)からの配分のみによってロータリー財団から支給されるものである。地区は、一つまたは複数のプロジェクトを支援するために、地区のシェア配分(地区の3年前の年次基金への寄付および恒久基金[シェア]収益を合わせた額の50パーセント)の50パーセントまでを使って、年に1口の補助金を申請できる。

グローバル補助金

グローバル補助金は、国際財団活動資金(WF)によって財団から支給されるもので、支給幅は15,000～200,000米ドルである。財団は、現金拠出に対しては50パーセント(半額)、DDFの寄贈に対しては100パーセント(同額)を上乗せして支給する。グローバル補助金の最低予算は30,000米ドルとする。

財団は、補助金に対するロータリアン以外からの寄付に対しても50パーセント(半額)で上乗せする。ただし、この寄付がプロジェクトの協力団体もしくは受益者から寄せられたものである場合を除く。補助金による恩恵を受ける条件として、または上乗せの対象となる現金拠出に使用するために、受益者から資金を集めてはならない。ロータリーからの奨学金に加えて他団体からも奨学金を受領する奨学生は、ロータリー以外からの奨学金を利用しても構わないが、その場合、財団はその金額への上乗せは行わない。

人道的プロジェクトのためのグローバル補助金の場合、拠出金総額(財団の上乗せがあるすべての現金寄付ならびにDDFを含む)のうち少なくとも30パーセントが、プロジェクト実施国以外から寄せられたものでなければならない。

補助金のための拠出金は、承認された後で変更することはできない。ポール・ハリス・フェロー認証に向けたポイントは、ロータリー財団に送られた提唱者拠出金のみを与えられるものであり、プロジェクトに直接送られた寄付には与えられない。補助金の承認に先立ってロータリー財団へ送られた提唱者拠出金は、当該補助金に使用できない場合がある。グローバル補助金への拠出金／寄付はすべて、取消しのできないロータリー財団への寄付とみなされ、返金されない。

VII. 協力団体

協力団体とは、専門知識、インフラストラクチャー、アドボカシー活動、研修、教育、その他の補助金プロジェクトへの支援を提供する、ロータリー以外の定評ある組織または教育機関である。協力団体は、ロータリー財団により義務づけられたすべての報告と監査要件を順守することに同意し、義務づけられた領収書または購入の証明書類を提出しなければならない。同じ協力団体が関与するプロジェクトのためのグローバル補助金は、1ロータリー年度につき最高6口までしか承認されない。奨学生が留学する大学は、協力団体とはみなされない。

地区補助金

協力団体に提供されるすべての資金は、特定のプロジェクト費用のみに使用されなければならない。提唱地区はこれらの費用の詳細な内訳を記載した報告書を作成し、維持しなければならない。

グローバル補助金

補助金提唱者は、申請時に、援助国・実施国双方の代表提唱者と協力団体の署名の入った「覚書(MOU)」を提出する必要がある。「覚書」には、以下の項目を含めるべきである。

1. ロータリークラブまたは地区が補助金プロジェクトを開始し、指揮し、管理することの、援助国・実施国双方の代表提唱者による確認。
2. 協力団体が信頼と定評のある団体であり、適用される全法律の範囲内で活動することを確認する、代表提唱者からの推薦。
3. 各関係者の活動を明確かつ詳細に記述した補助金の実施計画。
4. 補助金に関連する活動についてロータリー財団による財務調査に協力することへの、協力団体からの同意。

VIII. 支払い

地区補助金

補助金資金は、申請時に地区が指定した地区の銀行口座のみに支払われる(米国では、地区財団の銀行口座も可)。地区補助金の資金は、前ロータリー年度の地区補助金が終了するまでは支払われない。地区補助金は、補助金支払い時のRI為替レートに従って支給される。資金は、実施年度末を過ぎた後は支給されない。実施年度の5月31日までに提唱者が支払いの全要件を満たさなかった場合、補助金は取り消しとなる。

グローバル補助金

提唱者拠出金の全額がロータリー財団に送られ、支払いの全条件が満たされ、法的同意が承認されるまでは、補助金資金は支給されない。補助金資金は、申請書に記入された口座に支払われ、プロジェクト経費の直接的な支払いに利用されるまで、その口座に維持されなければならない。直接的な支払いとは、プロジェクトの業者に対する直接の支払いまたは協力団体や受益団体が立て替えた経費をこれらの団体に支払うことを意味する。補助金資金は、プロジェクトの経費またはサービスが発生する前に、業者、協力団体や受益団体に支払われることはない。プロジェクトの経費の支払いを受ける団体は、この支払いを受ける前に、提唱者であるロータリアンに、請求書または領収書の原本のコピーを提供しなければならない。この口座の署名人は、提唱クラブまたは提唱地区の会員でなければならない。補助金は、支払い時点におけるRI為替レートで支払われる。提唱者が補助金の支払いを受けてからプロジェクトが取り消しとなった場合、補助金の残金すべてをロータリー財団に返還しなければならない。返還された資金はWFに加算される。

WFからの上乗せが50,001ドル～200,000ドルの補助金は、使用計画に沿って分割で支払われる。2回目以降の支払いは、補助金提唱者が提出した進捗報告書が不備なく受理され、財団専門家チームによる中間現地視察が終了した後に支払われる。

以下は、現金拠出によって資金を調達したグローバル補助金に適用される。

1. 補助金に関連したすべての資金のやりとりは、その時点のRI為替レートを使用して記録する(RI為替レートは毎月更新される)。また、補助金に関連したすべての資金のやりとりの公式な連絡は、米ドルを用いて行う。
2. 補助金承認時から為替レートが10パーセント以上変動した場合、10パーセントを超える差額は、提唱者は拠出する必要はなく、反対にロータリー財団は差益を提唱者に配分しない。
3. 2015年7月1日以降に提出された申請書に、ロータリー財団に送金する現金拠出が含まれている場合、提唱者は認証や手続きのコストを賄うため5%を上乗せして送金しなければならない。ポール・ハリス・フェローの認証ポイントはこの5%を含む全拠出額に対して適用され、税制上の優遇措置を受けるための領収証にもこの5%を含む全額が記載される。ただし、この5%分に対して財団からの上乗せはない。プロジェクト専用の銀行口座に直接送金する現金には5%を上乗せする必要はないが、その場合は認証ポイントの対象とならず、税制上の優遇措置のための領収証は財団から発行されない。

4. ロータリー財団に寄せられた現金のうち、補助金に必要な額として申請書に記載された額を超える分は WF に充当される。
5. 取り消しとなった補助金用の寄付・拠出金は、WF へ充当される。寄付者は、承認されたほかのグローバル補助金やロータリー財団のいずれかの基金に寄付先を変える場合、90 日以内にその旨を財団に通知する。

IX. 報告要件と書類の保管

補助金の受領者は、補助金の使途について財団に報告する責任がある。中間報告書と最終報告書をオンラインで提出しなければならない。報告書が受理されるには、所要事項を不備なく記入しなければならない。期日を過ぎて未提出の財団補助金報告書がある提唱者から新規の補助金申請書が提出された場合、財団はそれを受理しない。財団は、いつでも補助金を審査し、監査を実施し、監視要員を派遣し、追加書類の提出を要求し、支払いを(一部または全額)保留する権利を有する。

補助金の受領者には、以下の報告基準も適用される。

1. 地区は、資格条件に従い、補助金資金の使途について地区内クラブに報告しなければならない。
2. 補助金の提唱者は、資格条件および適用される自国の法または国際法に従い、補助金の支出に関連する全領収書のコピーと銀行明細書を保管しなければならない。
3. プロジェクトの実施と資金使用に関する財団の方針と指針を順守しなかった補助金提唱者は、補助金の全額を返還しなければならない。最高5年間、将来の補助金の受領を禁じられる可能性がある。

地区補助金

以下の追加基準が、地区補助金に適用される。

1. 資金の支出について記載した最終報告書を、補助金受領後12カ月以内、または補助金を全額支出してから2カ月以内に、財団に提出しなければならない。
2. 地区補助金からの資金を利用したプロジェクトと活動はすべて、財団が支給してから24カ月以内、または地区がクラブあるいはプロジェクト実施地に支給してから24カ月以内に、完了しなければならない。
3. 500米ドルを超える補助金資金が未使用として残った場合、未使用の全資金を速やかにロータリー財団に返還しなければならない。これは地区のDDFに加算される。500米ドル以下の未使用の補助金資金は、地区補助金の諸要件を満たす活動に使用されなければならない。

グローバル補助金

以下の追加基準が、グローバル補助金に適用される。

1. 最初の間報告書は、補助金の最初の支給を受けてから12カ月以内に提出しなければならない。その後の中間報告書は、前回報告書の受理日から12カ月が期限となる。
2. 最終報告書は、プロジェクトの完了後2カ月以内に提出しなければならない。
3. 500米ドルを超える資金がプロジェクトの完了後に未使用として残った場合、財団はこれをプロジェクト関連経費に使用することを承認しなければならない。500米ドル未満の未使用の補助金資金は、グローバル補助金の使用が認められている活動に利用でき、ロータリー財団からの事前の承認は必要ない。未使用として残った補助金はすべて、ロータリー財団に返還しなければならない。これは国際財団活動資金(WF)に加算される。

以下を含め、実施したプロジェクトの詳細な説明を含んだものが、不備のない報告書として受理される。

1. プロジェクトは、選択した重点分野の目標をいかに助長したか。
2. プロジェクトが、申請書に記載された個々の目標をいかに達成したか(達成を測るために使用した基準や収集したデータを含む)。
3. プロジェクトの成果が、長期にわたっていかに持続されるか。
4. 実施国、援助国双方の提唱者、および補助金に関与した協力団体がどのように参加したか。
5. 報告書には、プロジェクトにかかった費用の詳細な内訳とプロジェクト専用銀行口座の明細書を含めるべきである。さらに、財団は、報告書の補足書類として領収書を提出するよう提唱者に要請する場合がある。奨学生と職業研修チームは、75米ドル以上の経費について、提唱者に領収書を提出しなければならない。

プロジェクトが完了し、現地の地域社会がプロジェクトを継続していくため(持続可能性)の手段を備えたことが確認され次第、財団は、補助金を終了とする。

X. 小口融資(マイクロクレジット)

ロータリー財団は、経済的自立のための小事業の起業を支援するため、小口融資(マイクロクレジット)に取り組んでいる。グローバル補助金を申請するクラブと地区は、持続可能な発展のためのプロジェクトを実施する方法として、融資プログラムを運営する定評ある協力団体／小口融資機関と協力するよう奨励されている。ただし、財団資金による小口融資プログラムは、借入資本の管理にとどまらず、例えば研修のような他の要素を組み入れなければならない。

さらに、以下が適用される。

1. 小口融資プロジェクトを支援するためにグローバル補助金資金を利用しようとするクラブと地区は、補助金の申請書に添えて、小口融資プロジェクトに関する補足書式を提出しなければならない。
2. 小口融資の活動の監督と管理は、提唱クラブまたは提唱地区によって行われなければならない。
3. ロータリー財団からの小口融資の元金から発生した利子と手数料収入は、プロジェクトを直接支援するための管理運営費として使用できる。
4. 補助金の提唱者は、補助金の最終報告書とともに小口融資プロジェクト報告書の補足書式を提出しなければならない。
5. 財団の報告要件を満たす前に小口融資プロジェクトが終了となった場合、補助金の資金はロータリー財団に返還しなければならない。
6. ロータリー財団は、融資保証システムに対して資金を支払わない。

XI. インドのロータリー財団に関する特記事項

FCRAに関する一般的な情報は<https://fcraonline.nic.in/home/index.aspx>を参照のこと。

他のすべての授与と受諾の条件に加え、インド政府の法律とFCRAを順守するため、インド国内のロータリークラブと地区に支払われる(全額・一部を問わない)補助金は、以下の支払いと報告の手続きに従うべきである。

1. 以下に記載された一般的な支払い条件をすべて満たすまで、補助金がインド国内の銀行口座に送金されることはない。また、銀行口座がFCRAの下に登録されていることを示す書類を提唱者が提出するか、インド国

内の拠出金により十分な資金が得られると職員が判断をする。そのほかの状況において支払いは待ち状態となり、追加の拠出金が寄せられて十分な資金が得られた時点ではじめて、先着順に支払われることになる。補助金の提唱者は、資金が混ざらないようにしなければならない。

- a. 地区補助金 - それぞれのプロジェクトや活動について内訳を詳しく示した支出計画が承認されることが、支給の条件となる。補助金資金は、地区の銀行口座のみに支払われる。地区の銀行口座の名称は、地区とプロジェクトが一目でわかるようなものでなければならない(適切な名称の例は、「Rotary District 0000 District Grant 12345」)。地区補助金の資金は、前ロータリー年度の地区補助金が終了するまでは支払いが行われない。資金は、実施年度末を過ぎた後は支給されない。実施年度の5月31日までに提唱者が支払いの全要件を満たさなかった場合、補助金は取消しとなる。
 - b. グローバル補助金 - 補助金資金は、提唱者拠出金の全額がロータリー財団へ送られ、支払いの全条件が満たされるまでは、支給されない。補助金資金は、補助金提唱者が申請書に記入した口座へ支払われる。
2. 毎年3月31日までにインドに送金された補助金資金に関する中間報告書は、同じ年の5月31日が提出締切日となる。最終報告書は、プロジェクトの完了後2カ月以内に提出しなければならない。補助金の提唱者は、FCRAの下に登録された銀行口座で受け取る資金が地元の資金と混同されないようにしなければならない。
 3. すべての中間報告書には以下が含まれていなければならない。
 - a. 第IXセクションに挙げられたすべての一般的な報告要件。
 - b. www.rotary.org/ja/grantsを通じて提出した中間報告書のコピーを南アジア事務局に提出しなければならない。
 - c. 補助金資金が一部使用された場合は使用の証明書。ならびに、独立した公認会計士によって証明された領収書または補助金からの支払いの明細書(会計士番号を明記のこと)。
 - d. いかなる理由であれ、補助金の資金が使用されなかった場合には、補助金資金の預金日が記された銀行明細書の原本または預金通帳の原本(複写の場合は、銀行のマネジャー／公認会計士が証明し署名したもの)、ならびに、補助金資金が3月よりも前に受領されたにもかかわらず補助金を使用されなかった理由を説明した文書。
 4. すべての最終報告書には以下が含まれていなければならない。
 - a. 第IXセクションに挙げられたすべての一般的な報告要件。
 - b. www.rotary.org/ja/grantsを通じて提出した最終報告書のコピーを南アジア事務局に提出しなければならない。
 - c. 以下の文書を含める。
 - i. 補助金使用の証明書、ならびに独立した公認会計士によって証明された領収書または補助金からの支払いの明細書(会計士番号を明記のこと)。
 - ii. 銀行明細書の原本または預金通帳の原本(複写の場合は、銀行のマネジャー／公認会計士が証明し署名した正謄本)
 - iii. 銀行調整の明細書(複数の補助金の一つのFCRA口座に振り込まれた場合)。
 - iv. 支払いの証明書／経費の領収書の原本または複写。複写を提出する場合は、「原本はすべて8年間保管し、インドのロータリー財団から要請された場合にはこれを提示する」と書かれた保証文を提出する。
 - v. 受益者に関する情報(例えば、写真、新聞の切り抜き、受益者からの感謝状など)
 - d. 金額を問わず、残っている資金をロータリー財団(インド)に返還する。
 5. FCRAの登録を受けたクラブまたは地区は、FC-4書式と財務報告書をインド内務省(ニューデリー)に期限通りに提出する責務を負うものとする。

XII. プログラム参加者のための利害の対立に関する方針

プログラム補助金の受領や授与に関与するすべての人は、事実上の利害の対立、あるいはそのように疑われる可能性を避けるような方法で行動するものとする。利害の対立とは、プログラム補助金の受領や授与に関わる人が、自分やその家族、知人、仕事上の同僚、事業上の利益、あるいは自分が管理委員、理事、役員を務める組織に恩恵を与える、または恩恵を与えると疑われる可能性のある個人間の関係を指す。利害の対立に関する方針は、以下に具体的に示されているような状況において適用されるものとする。ただし、利害の対立に関する方針の適用は、これらの状況に限られるものではない。

1. 補助金の受領資格

ロータリー財団細則第9.3項に従い、以下に定義されている人は、ロータリー財団プログラム補助金の受領者または受益者またはその候補者となることができないものとし、以下「受領資格のない人」と呼ぶ。

受領資格のない人には、以下が含まれる：現ロータリアン、クラブ・地区・その他のロータリー組織（「国際ロータリー章典」に規定されている通り）・国際ロータリーの職員、さらにこれらのすべての人の配偶者・直系卑属（血縁、養子縁組、再婚による子または孫）・直系卑属の配偶者・直系尊属（血縁による親または祖父母）、ロータリー財団または国際ロータリーと提携する機関・組織・団体の職員。

元ロータリアンは、会員身分が終結してから36カ月間は、引き続き受領資格を持たないものとする。元ロータリアンの家族であることを理由に受領資格がなかった人は、その家族の会員身分が終結してから36カ月間は、引き続き受領資格を持たないものとする。ただし、そのような人でも、地区補助金、グローバル補助金、パッケージ・グラントによる職業研修チームまたは（人道的奉仕プロジェクトのための）個人旅行に参加する資格があると認められた個人は、その職業研修チームまたは個人旅行への参加資格を持つものとする。

2. 選考委員会の公平さ

クラブまたは地区レベルにおける財団プログラム選考委員を務めるロータリアンは、候補者との家族関係、私的関係、仕事上の関係について完全な透明性を保つものと期待されている。また、ロータリー財団プログラムから補助金を得て参加する候補者と委員との間に何らかの関係がある（例えば、同じ会社や組織に勤務したり、同じロータリークラブに所属または申請を推薦するロータリークラブに所属したり、家族関係があるなど）ために利害の対立がある（またはあると疑われる）場合は、選考が開始される前に、委員長にその旨通知しなければならない。

選考委員長は、利害の対立がある（またはあると疑われる）委員が、選考プロセスに参加すべきかどうかを決定し、また、参加する場合には、利害の対立がある（またはあると疑われる）候補者1名のみ、またはすべての候補者の選考プロセスに参加すべきかどうか、そして、どのように参加すべきかを決定する。このような利害の対立がある（またはあると疑われる）のが選考委員長本人である場合には、利害の対立がある（またはあると疑われる）候補者1名のみ、またはすべての候補者の選考プロセスに参加すべきかどうか、またどのように参加すべきかを、クラブ理事会または地区ロータリー財団委員長（のいずれかふさわしいと思われる方）が決定する。

3. 業者との業務取引

ロータリー財団、ロータリー地区、ロータリークラブ、ロータリアンが、ロータリー財団プログラム補助金と関連して、ロータリー組織から同業者への支払いが行われるような業務取引を行う場合、妥当な費用で最良のサービスを確保するため、その業者とロータリー組織との間につながりがあるかどうかに関わらず、その取引を行う前に、公正、透明、かつ完全な見積もり要請と入札手続を行わなければならない。資金が、ロータリアン、ロ

ロータリアンが所有または経営する物資やサービスの提供者、名誉ロータリアン、クラブ・地区・その他のロータリー組織・国際ロータリーの職員、ロータリアンの配偶者・直系卑属（血縁、養子縁組、再婚による子または孫）・直系卑属の配偶者・直系尊属（血縁による親または祖父母）、ロータリー財団と提携する機関・組織・団体の職員に支払われるような業務を、ロータリー組織が行おうとする場合に、利害の対立の可能性が生じ得る。

ロータリアンの利害の対立が存在しないことを確認するために審査する必要がある業務取引の例には、協力関係を結んでいる非政府団体、物資・サービスの提供者、保険会社、旅行代理店、運送会社、教育機関、語学試験提供会社などとの業務取引が含まれる。

利害の対立が事実上ある、またはあると疑われる可能性のある個人や組織との業務取引は、このような取引が公正な市場価格において最良の製品またはサービスをもたらすものであることが、見積書によって証明されている場合、または公平、透明、かつ完全な見積もり要請と入札手続きを経ている場合に、事務総長の承認を得た後にのみ、行うことができる。

事務総長は、利害の対立に関するこの方針の解釈と実施の方法について、助言を提供するものとする。プログラム補助金の受領や授与にかかわるいかなる未解決の利害の対立も、関係するロータリアンまたはロータリー組織によって、選考プロセスまたは当該業務取引の少なくとも 30 日前までに、事務総長に報告されなければならない。個々のケースにおいて利害の対立が存在するかどうかは、事務総長が決定する。状況を審査した後、ロータリー財団プログラム補助金の受領や授与において利害の対立が存在する、または存在したと事務総長が結論を下した場合、事務総長は、適切な改善措置を講じるものとする。このような措置には、当該ロータリアン、ロータリークラブ、ロータリー地区が関与する現在のロータリー財団プログラム補助金の受領・授与の取り消し、または将来のロータリー財団プログラム補助金の受領・授与の一時停止などが含まれる。

国際ロータリー第 2690 地区 2017-18 年度
地区補助金に関する
地区申合せルールとプロジェクトの適合資格

注) 文中の★は「ロータリー財団 地区補助金とグローバル補助金 授与と受諾の条件」記載事項
その他の項目は「地区申合せルール」

1. 申請プロジェクト内容について

- 1) 1クラブ 1プロジェクト および複数クラブでの共同申請も可能である。
※ クラブ独自の提唱プログラムとは別途申請可能。
- 2) 1プロジェクトの補助金額の下限は10万円、上限は50万円とする。自己資金は、補助金と同額、またはそれ以上とする。(プロジェクト総額は20万円以上)
- 3) 地区補助金は「地区でよいことをしよう」の精神に則り、地区内実施プロジェクトとする。
- 4) ロータリアンが積極的に参加すること。★
また、会員が如何に関与(会員が汗を流すこと等)しているかが、明確に示せるようなプロジェクトとする。
- 5) 「授与と受諾の条件」(2013年7月1日以降の補助金に適用)(2016年7月版)を遵守すること。★²

制約事項

以下の目的に補助金は利用できない。(一部抜粋)

- a. 特定の受益者、団体、地域社会に対する継続的または過度の支援。
- b. 土地や建物の購入。
- c. 募金活動、現金寄付。
- d. 地区大会、創立記念式典、娯楽活動などのロータリー行事に関連する経費。(例会含む)
- e. 広報(プロジェクト実施に不可欠な場合を除く)。
- f. 500ドルを超える、プロジェクトの標識。
- g. 既に経費が発生した活動。

附帯事項

- ① 青少年プログラム(ロータリー青少年交換、RYLA、ローターアクト、インターアクトなど)、建設(低廉住宅を含む)、協力団体の職員による補助金関連の旅行、奨学生のためのオリエンテーションセミナー、補助金管理セミナー及び主にロータリー以外の団体によって実施されている活動については、地区ロータリー財団委員会において、特に必要があると認められたプロジェクトは、補助金の対象とする。
- ② 以下の費用は地区補助金申請プロジェクトの費用としては認められない。
 - A. 飲食費、並びにコンクール等での賞品、プレゼント類に係る費用
 - B. プロジェクトに係る高額な広報・宣伝費

※ 「地区補助金申請プロジェクト費用として認められない費用」に関しては、プロジェクト予算書の「地区補助金区分」「その他資金区分」のどちらにも含めることができない。(必要な場合は、別途クラブ費からの負担をお願いします。)
- 6) 「プログラム参加者のための利害の対立に関する方針」(ロータリー財団章典 第10.030節) を遵守すること。★
・財団の財産保全に関して、「寄付者が補助金の受領者になるべきではない」という基本的な考えにより、ロータリアンならびにロータリー関係者は補助金の受給者となることはできない。
※ ただし、補助金の受給者として申請した対象施設の理事等に、ロータリー関係者が在籍する場合は、申請書にあらかじめこの事実を記載し、「利害の対立が生じる可能性を開示」することにより申請は可能。
※ プロジェクト実施のためのロータリアンの保険加入(ボランティア保険等)については認められる。⁴
・ロータリー財団プログラム補助金と関連して、ロータリー組織から同業者への支払いが行われるような業務取引を行う場合、妥当な費用で最良のサービスを確保するため、その業者とロータリー組織との間

につながりがあるかどうかに関わらず、その取引を行う前に、公正、透明、かつ完全な見積もり要請と入札手続きを行わなければならない。

※ ロータリー関係者が取引業者に含まれる場合は予算書に記載のこと。

※ 1 件 5 千円未満の取引については、複数の業者への見積もり要請を省略することができる。¹

7) 奨学金支給に関しては、前年度通り「地区提唱の奨学金」のみとする。(詳細は地区 HP を参照)

2. 申請ならびに報告について

1) 申請には、2016－17年度クラブ会長、会長エレクト、2017－18年度ロータリー財団委員長の連署を要する。

2) 申請には、クラブと地区との間の同意書である補助金活動の適切な実施および補助金資金の適切な管理を行うためにクラブが取るべき対策が記載されている、覚書(MOU)の締結が必要である。覚書には、2016－17年度クラブ会長、会長エレクト、2017－18年度ロータリー財団委員長の連署を要する。

※ クラブが任命した代表者の地区主催「補助金管理セミナー」参加条件も含まれる。

3) 地区補助金申請書は、覚書(MOU)とともに当該実施年度の前年度の3月末までに地区に提出しなければならない。

4) 地区への申請、報告書に関して、署名入りの正式な書類を作成する前に、事前チェックのため電子メールで署名以外の必要事項を記載したものを「案」として地区 R 財団事務所へ提出しなければならない。

5) 申請の承認以前に経費が発生した活動は、補助金の対象とならない。ただし、公的施設をプロジェクトの会場として使用する場合など、承認日以前の支出が必要な経費については、その必要性の説明を前提として、その他資金による支出として認める。³

6) 補助金資金の使用に関する報告には、補助金使用のプロジェクトの実施概要が視覚的にもわかるように必要な写真を付ける(海外からの監査時に有効)。

※ この写真には出来るだけ「ロータリーのロゴ」ならびにロータリーの「たすき」「帽子」等も含め、ロータリーの関与が一見してわかるようにすることが望ましい。

7) 報告書は、プロジェクト終了後 1 ヶ月以内に地区 R 財団事務所に仮報告しなければならない。

8) 補助金資金の使用に関する最終報告書は、当該実施年度の2月末日までに地区 R 財団事務所に送付しなければならない。

9) 申請額の合計が、補助金予算額を上回った場合には、該当する年度における各クラブの財団寄付額を勘案して減額する場合がある。⁵

以 上

¹ 2014 年 7 月 6 日 一部追記

² 2014 年 11 月 26 日 一部修正・追記

³ 2014 年 11 月 26 日 修正

⁴ 2016 年 11 月 4 日 追記

⁵ 2016 年 11 月 4 日 一部修正

ロータリー財団

③ クラブの覚書(MOU) 第 2690 地区 地区補助金用 (2017-18 年度)

この文書は、ロータリー財団が補助金の活用にあたって、クラブ用に作成した正式な覚書 (MOU) をもとに、第 2690 地区として必要最小限の内容に一部修正を加えたものです。クラブと地区の間の同意書であるこの文書には、ロータリー財団 地区補助金の活動および資金の管理を適切に行うためにクラブが取る対策が説明されています。この文書を承認することにより、クラブはすべての財団の要件を遵守することに同意することになります。

なお、グローバル補助金を使用する場合には、ロータリー財団が作成した正式な覚書 (MOU) の締結が別途必要となります。

1. クラブの参加資格

2. クラブ役員の責務

3. 財務管理計画

4. 銀行口座に関する要件

5. 補助金資金の使用に関する報告

6. 書類の保管

7. 補助金資金の不正使用に関する報告

1. クラブの参加資格

- A. 参加資格条件がすべて満たされた場合には 2018 年 6 月 30 日まで、クラブは 2017-18 年度のクラブの地区補助金への参加資格が認められる。
- B. クラブが認定状況を維持するには、この覚書 (MOU)、地区が定めた追加要件、その他該当するすべてのロータリー財団方針を遵守しなければならない。
- C. 資金の管理を誰が行ったとしても、クラブが提唱した補助金資金の使用に対しては、クラブが責任を負う。
- D. 以下のような補助金資金の不正使用ならびに不適切な管理（ただしこれらに限らない）が確認された場合、クラブの参加資格が保留、あるいは取り消しとなる場合がある。
不正、偽造、会員情報の改ざん、重大な過失、また受益者の健康、福利、安全を脅かす行為、不適切な寄付、私益のための資金使用、利害対立の未開示、個人による補助金資金の独占、報告書の偽造、水増し行為、受益者からの金銭の受領、不法行為、認められていない目的での補助金資金使用。
- E. クラブは、いかなる財務監査、補助金監査、業務監査にも協力しなければならない。

2. クラブ役員の責務

クラブ役員は、クラブの参加資格認定およびロータリー財団補助金の適切な使用について主要な責任を有する。

- A. クラブのロータリー財団委員長は、すべての財団補助金に対して、資金管理の方策と適切な補助金管理の慣行に従って実施されるよう確認し、クラブの参加資格を維持・管理しなければならない。
- B. クラブは、情報と関係書類が確実に保管されるよう、補助金の記録文書類の保管場所を定めなければならない。
- C. クラブ会長エレクト、またはクラブが任命した代表者は、補助金管理と参加資格に関する地区主催の研修会に出席しなければならない。

3. 財務管理計画

クラブは、補助金の一貫した管理を行うために、書面で財務管理計画を作成しなければならない。財務管理計画には、以下の手続きが含まれていなければならない。

- A. すべての領収書と補助金資金の支払いの記録を含め、標準的な会計基準に則って会計を維持する。
(地区指定様式1「財務報告書」)
- B. 必要に応じて、補助金の資金を支払う。
- C. 資金の取り扱いは、複数の人で分担する。
- D. 補助金で購入した備品・設備やその他の財産の目録システムを確立し、補助金関連活動のために購入したもの、作られたもの、配布されたものの記録を付ける。
(地区指定様式2「補助金での購入品管理表」)
- E. 資金の換金等を含む全補助金活動が、現地の法律や規制を遵守したものであることを確認する。

4. 銀行口座に関する要件

補助金資金を受け取るには、ロータリー財団の補助金資金の受領と支払いのみを目的とする口座をクラブが設けなければならない。

- A. クラブの銀行口座は以下を満たしていなければならない。
1. 資金の支払いには、クラブのロータリー財団委員長と幹事の2名が署名人となること。
(地区指定様式3「資金引出し承認署名簿」)
 2. 低金利または無金利の口座であること。
- B. 利子が生じた場合には、すべて書類に記録し、承認された補助金活動に使用するか、ロータリー財団に返還しなければならない。
- C. クラブが提唱する各補助金につき、別個の口座を開設し、口座名は、補助金用であることが明らかに分かるものとすべきである。
- D. 補助金は、投資用口座に預金してはならない。これには、投資信託、譲渡性預金、債権、株の口座が含まれる(ただし、これらに限られるものではない)。
- E. ロータリー財団補助金資金の受領および使用を裏付ける銀行明細書をいつでも提示できるようにしておかなければならない。
- F. 銀行口座名に係わる役員が交代した場合は、速やかに銀行口座名を変更すること。

5. 補助金資金の使用に関する報告

クラブは、「ロータリー財団 地区補助金とグローバル補助金 授与と受諾の条件」ならびに「地区補助金に関する地区申合せルールとプロジェクトの適合資格」にあるとおり、補助金資金の使用に関する報告を行わなければならない。

6. 書類の保管

クラブは、参加資格認定とロータリー財団補助金に関連する重要書類を保存するための、適切な記録管理システムをつくり、これを維持するものとする。これらの書類を保管することにより、補助金管理の透明性が保たれるとともに、監査や財務評価の準備に役立つ。

- A. 地区指定の地区補助金報告書一式を保管する。
- B. クラブの記録は、クラブのロータリアンが、または地区が要請した場合は地区が、閲覧、入手できるようにしなければならない。
- C. 書類は、少なくとも7年間、もしくは国や地域の法律によってはそれ以上の期間、保管しなければならない。

7. 補助金の不正使用に関する報告

補助金資金の不正使用や不適切な管理があった場合、またはそう疑われる場合には、クラブはこれを地区に報告しなければならない。このような報告により、補助金資金の不正使用が絶対に許されないという環境をクラブ内に作り出すことができる。

8. 承認と同意

この覚書(MOU)は、クラブと地区の間に交わされる同意書であり、補助金活動の適切な管理と財団補助金資金の適切な管理を行うための措置をクラブが取ることを認めるものである。この文書を承認することにより、クラブは、この覚書(MOU)に記載されたすべての条件と要件に従うことに同意する。

ロータリークラブを代表し、下記署名人は、2017-18年度、この覚書(MOU)に記載されたすべての条件と要件に従い、これらの要件に関してクラブの方針や手続きに変更や修正があった場合には、国際ロータリー第2690地区に通知することに同意する。

また、国際ロータリー、ロータリー財団、または国際ロータリー第2690地区に対し、補助金の支給金額を支払うこと以外に何の責任も負わせないことを誓約する。

2017年 月 日

	クラブ会長	クラブ会長エレクト	クラブロータリー財団委員長
就任年度	2016-17	2016-17	2017-18
氏 名			
署 名			



④ ローターリー財団 地区補助金申請書

所要事項をご記入いただき、必要な場合は別紙をご使用ください。（□の箇所は該当箇所を「■」に塗りつぶしてください。）

プロジェクトの区分 ☐ 単独クラブ提唱プロジェクト ☐ 複数クラブでの提唱プロジェクト

※ 複数クラブ提唱プロジェクトの場合：共同提唱クラブ名

1. クラブ名

※ 複数クラブでの提唱プロジェクトの場合は、代表提唱クラブが記載

プロジェクト内容がわかる名称にしてください。

2. このプロジェクトのプロジェクト名等を記述して下さい。

プロジェクト名 :

プロジェクト対象 : ☐ 教育的 ☐ 人道的 ☐ 環境保全 ☐ 青少年育成指導 ☐ その他

受益者 :

人数もわかる範囲で記載をお願いします。

※ 受益者関係の中にロータリー関係者が含まれている場合、参考として記載してください。（利害の対立の報告）
（例 ○○福祉施設の理事：○○RC ○○氏）

受益者にロータリー関係者が含まれている場合は記載願います。

実施場所 :

主旨 :

住所もご記載ください

内 容 :

実施予定日 : 開始日 年 月 日～予定終了日 年 月 日

（2017 年 8 月～2018 年 1 月末の期間中での実施を推奨）

3. プロジェクトがどのように地域社会のニーズに応え、その地域や人々の福祉の向上に役立つかな等を記述してください。

4. プロジェクトにおける資金面以外のロータリアンの参加状況を記述してください。

※ 報告時には、活動中の様子を写した写真を添付してください。

例）社会奉仕委員会が中心となって募集のリーフレットを作成し、クラブ会員で手分けをして地域の小学校○校へ案内配布し、参加者の募集を行います。講習、体験開催日には○○ロータリークラブ会員全○名が参加し、参加者の誘導、実施後のアンケートの回収等に協力します。

地区ルール「ロータリアンが積極的に関与すること。また、会員が如何に関与（会員が汗を流すこと等）しているかが、明確に示せるようなプロジェクトとする」に則って会員の方々のプロジェクトへの参加計画を具体的に教えてください。

5. プロジェクト連絡担当者:補助金プロジェクトの不備を無くし管理に当たる2名のロータリアンを記載してください。

連絡担当者名 _____ クラブでの役職 _____
 住所 〒 _____
 電話 _____ FAX _____
 電子メール _____
 連絡担当者名 _____ クラブでの役職 _____
 住所 〒 _____
 電話 _____ FAX _____
 電子メール _____

6. 本活動がロータリーの提唱プロジェクトであることをどのような方法で一般の人々に広報しますか？

新聞の広告あるいは、ロータリー徽章の展示というように具体的な例で説明してください。

クラブ主催を明記した参加募集リーフレットについて/報道各社（新聞、ケーブルテレビ等）への取材依頼/実施時のロータリー徽章の入ったタスキや上着、キャップの着用 等

7. 協力団体：もしもプロジェクトに協力団体が関与する場合は、下記に協力団体名を記入し、活動にあたっての責任事項とプロジェクトにおいてどのようにロータリアンがその団体と協力し合うことになるかを明記した参加陳述書を添付願います。本申請書に署名することで、ロータリアン提唱者は同団体がプロジェクト国において登録され、定評があり、責任を持った団体として推奨し、またプロジェクト国の法律に従い活動していることを認証します。

※ 地区ロータリー財団委員会において、特に必要があると認められたプロジェクトを除き、ロータリー以外の団体が主体となって開始した活動は認められません。

協力団体の名称 _____

8. 予算：プロジェクト全体の、全ての項目を含む詳細かつ明確な予算を含めてください。

この予算の作成に当たって使用された証明書類（見積書等）を添付してください。

※ 報告時には、すべての支出項目に関して、請求書・領収書・支払証明書類をご提出ください。

■ 地区補助金申請額 _____ 円（プロジェクト予算の合計額 _____ 円）

※ 内容は別紙プロジェクト予算書の通り

報告時には、すべての支出項目に関して、請求書・領収書・支払証明書類をご提出ください。

9. 承認：本プロジェクトに関与する全ロータリークラブは、地区ロータリー財団委員会に対し、プロジェクトの活動内容に責任を持ち、報告する義務があります。申請者の署名は、提唱者がその責任を理解し、了承したことを確認することになります。また提唱者の署名は、その知る限りにおいて、本申請書の全ての記載事項が真実であり、正確であることを確認することになります。

【2017-18 年度地区ロータリー財団委員長】

第 2690 地区のロータリー財団委員長として、私は、本プロジェクトに、
 財団活動資金(DDF)米貨 _____ ドルを使用することを確認いたします。

氏名(ローマ字) _____ 署名 _____ 日付 _____

私たちは、____年 ____月 ____日に署名した「ロータリー財団 クラブの覚書(MOU)第 2690 地区 地区補助金用」を遵守し、ここに当クラブがクラブの活動として本プロジェクトを実施することを決定したことを確認いたします。

【クラブ名】 _____ ロータリークラブ _____ 日付 _____ 年 ____月 ____日

【2016-17 年度 クラブ会長】 _____ 氏名(ローマ字) _____ 署名 _____

【2016-17 年度 クラブ会長エレクト】 _____ 氏名(ローマ字) _____ 署名 _____

【2017-18 年度 クラブロータリー財団委員長】 _____ 氏名(ローマ字) _____ 署名 _____

⑤ 【別紙】 プロジェクト予算書（2017-18 年度）

/ 「ロータリー財団 地区補助金申請書」添付書類

クラブ名 _____

プロジェクト名 _____

地区補助金について

プロジェクト実施に伴う地区補助金からの支出は、原則として予算計上された項目のみとさせていただきます。プロジェクト内容をご検討の上、予算計上していただきますようお願い申し上げます。なお、予算の変更が必要な場合は、プロジェクト実施前に地区 R 財団事務所へお知らせください。

1. プロジェクト予算（具体的にお書き添えて行を追加してください）

	見積書 No	支出の利用区分	
		地区補助金 (円)	その他資金 (円)
1.			
2.			
8.			
小 計		(D)	(E)
プロジェクト支出総額 (F) = (D) + (E)			

・項目は具体的をお願いします。

『印刷費 参加者募集リーフレット作成費（1500 部）』等

・支払は可能な限り直接送金をお願いいたします。

・送金手数料は報告時にその他資金に計上してください。

・講師料、原稿料等も領収書が必要ですので、事前にご依頼先へご説明ください。

※ 予算の根拠となる見積書・価格表等を可能な限り添付、もしくは下記備考欄に記載願います。

※ 原稿料・講師料については見積書は不要です。ただし領収証は報告時にご提出が必要となりますので、先方への事前のご連絡等、よろしくお願いします。

相見積の結果報告、利害の対立の報告、その他 予算金額の算出報告等を記載願います。

2. 備 考

※（利害の対立の報告）

取引業者にロータリー関係者が含まれる場合は、公平な取引であることを説明してください。

※1 件 5 千円未満の取引については、複数の業者への見積もり要請を省略することができます。

例)

・見積書 No. 1、2 については、それぞれ 2 社より見積を取り寄せ、安価の方を採用しました。(相見積添付)

・見積書 No. 3「印刷費」の発注先は、補助金申請クラブ内の〇〇会員の経営する「〇〇(株)」です。

〇〇会員は入会〇〇年目の信頼できる会員であり、また、物品単価・納期・業務依頼手続・本プロジェクトの理解度等、総合的に判断して取引は適正なものであると確認しています。

・見積書 No. 4「講師謝礼」、講師については現在協力団体と打合せ中であり、常識的な金額を計上しました。

・見積書 No. 5「講師交通費」については、JR ホームページより調べました。

2017-18年度

地区補助金プロジェクト適合資格チェックリスト

✓	チェック項目／内容	地区 ルール	財団 ルール
	①プロジェクトは、下記のどれに適合しているか？ (以下の項目に適合していない場合は、地区に事前に問い合わせてください) ・教育的 ・人道的 ・環境保全 ・青少年育成指導		○
	②特定の受益者、団体、地域社会に対する継続的または過度の支援ではない (前年と同じ内容の場合は、同じ受益者でないこと)		○
	③既に経費が発生した活動ではない		○
	④ロータリー以外の団体が主体となっていない(提唱クラブが主催者であること) ただし、地区ロータリー財団委員会において特に必要があると認められたプロジェクトは除く		○
	⑤「補助金参加者の利害の対立に関する方針」を遵守している (ロータリアンや関係者、クラブが受領者や受益者でないこと)		○
	⑥500ドルを超えるプロジェクトの標識が予算書に含まれていない		○
	⑦ロータリアンが積極的に関与すること (単なる寄付・寄贈などでなく、ロータリアンが汗を流す)	○	○
	⑧プロジェクトの予算書、報告書に以下の項目が含まれていない ・飲食費 ・賞品 ・プレゼント ・高額な広告宣伝費 ・奨学金	○	
	⑨補助金額は、プロジェクト費用総額の50%以下である 補助金額は、10万円以上、50万円以下になっている	○	
	⑩地区内実施のプロジェクトである	○	
	⑪プロジェクトの実施期間は、8月以降の開始、翌年1月末頃までの終了を推奨 決められた期日までに申請書や報告書などの提出ができる	○	

※上記の内容について、詳しくは以下の資料を参考にしてください。

1. ロータリー財団 地区補助金とグローバル補助金 授与と受託の条件 (2016年7月)
2. 国際ロータリー第2690地区 2017-18年度 地区補助金に関する地区申合せルールとプロジェクトの適合資格

地区補助金申請書記載事項チェックリスト

✓	チェック項目／内容	
	WHAT	何を実施するのか？ ・ロータリー財団の使命に合致する内容となっているか。 「健康状態を改善し、教育への支援を高め、貧困を救済する」 ・ロータリアンが直接参加しているか。 ・物品寄贈のためのプロジェクトになっていないか。
	WHY	なぜ、実施するのか？ ・どのような「地域社会のニーズの調査」に拠ったのか。
	WHEN	いつ、実施するのか？ ・なぜその時期となったのか。
	WHERE	どこで、実施するのか？ ・なぜその場所となったのか。
	WHO	誰が、実施するのか？ ・なぜその団体or人の協力を得るのか。
	HOW	どのように、実施するのか？ ・プロジェクト終了後も地域の人々が自力でニーズに応えられるような支援となっているか。
	HOW MUCH	いくらで、実施するのか？ ・契約方法は、適正か。 1 社見積：5000円以下又は相見積もりが採れない理由有り 2 社以上の見積：上記以外(ロータリー関係者であるかどうかにかかわらず)

国際ロータリー第 2690 地区
次期クラブロータリー財団委員長研修会・地区補助金管理セミナー
出席報告

氏名

Name

君

職業分類

Classification

所属クラブ

Home Club

国際ロータリー第 2690 地区次期クラブロータリー財団委員長研修会・
地区補助金管理セミナーに出席されたことを報告します。

2016 年 12 月 11 日

国際ロータリー第 2690 地区

2016-17 年度 次期地区代表幹事

廣本 孝良

切り取り線

奉仕の理想

奉仕の理想に 集いし友よ
御国に捧げん 我等の業
望むは世界の 久遠の平和
めぐる歯車 いや輝きて
永久に栄えよ 我等のロータリー

手に手つないで

1. 手に手つないで つくる友の輪

輪に輪つないで つくる友垣
手に手 輪に輪
ひろがれ まわれ 一つ心に
おゝロータリアン おゝロータリアン

2. 手に手つないで つくる友の輪

輪に輪つないで つくる友垣
手に手 輪に輪
ひろがれ まわれ 世界と共に
おゝロータリアン おゝロータリアン

国際ロータリー第 2690 地区
地区ガバナーエレクト

池 上 正

〒712-8011 倉敷市連島町連島 133-1 株式会社丸文 内

TEL:086-476-2690 FAX:086-476-2660

E-mail:ikegami-2690@vesta.ocn.ne.jp